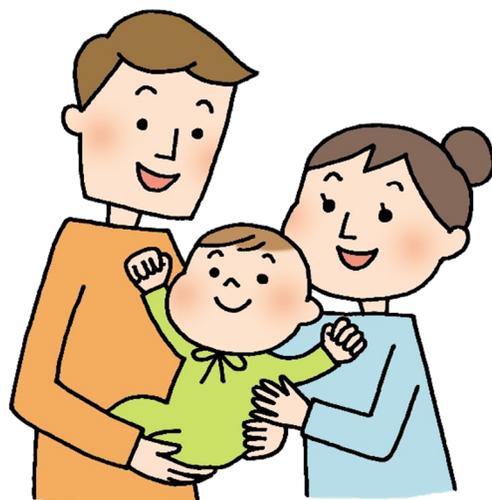


# あわらし こども・若者計画

令和7年度～令和11年度



令和7（2025）年3月

あわらし



# 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ・対象 .....	2
3. 計画の期間 .....	3
4. 計画策定体制 .....	3
第2章 あわら市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く現状 .....	4
1. 統計からみた現状 .....	4
2. アンケート調査結果からみた現状 .....	14
3. こども・若者の意見聴取からみた現状 .....	28
4. 現状と課題のまとめ .....	34
第3章 こども・若者計画未来ビジョン .....	37
1. めざす将来像（計画の基本理念） .....	37
2. 基本目標 .....	38
3. 施策体系 .....	39
第4章 施策の展開 .....	40
基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり .....	40
施策1 こども・若者の意見や権利の保障 .....	40
施策2 こども・若者を見守り・支える地域づくり .....	42
基本目標2 こども・若者が自ら夢を持てる社会づくり .....	44
施策1 こども・若者が豊かな社会生活を実現するための支援 .....	44
施策2 豊かな学びを支える教育の充実 .....	46
施策3 こども・若者の居場所づくり .....	48
基本目標3 だれ一人取り残さない環境づくり .....	50
施策1 見守りが必要な家庭への支援の充実 .....	50
施策2 障がいや生きづらさを抱えるこども・若者の支援 .....	52
施策3 こども・若者の貧困対策 .....	54
基本目標4 子育てに係る支援の充実 .....	56
施策1 子育て支援体制の充実 .....	56
施策2 多様な保育サービスの充実 .....	58
施策3 母子保健の推進 .....	60
施策4 子育てと仕事の両立支援 .....	62
「こども大綱」との対応表 .....	64

第5章 教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の見込み.....	65
1. 教育・保育提供区域 .....	65
2. 人口推計 .....	66
3. 教育・保育事業の提供.....	70
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供 .....	72
第6章 計画の推進体制 .....	78
1. 計画の推進体制.....	78
2. 計画の点検・評価 .....	78
3. 評価指標の設定.....	79
資料編.....	80

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国では少子化と人口減少が進む中、核家族<sup>1</sup>化や地域コミュニティの希薄化により、家庭や地域社会が果たしてきた役割が弱まり、子ども・若者が孤立しやすい状況が生じています。子ども・若者が安心して暮らせる環境を確保するために、社会全体での支援が求められています。

また、不登校<sup>2</sup>やいじめ、貧困、進学、就職の格差、精神的な健康問題等、子ども・若者が直面する課題が多様化しています。特に、社会的孤立やひきこもり<sup>3</sup>等、社会参加の機会を失う若者が増加していることが大きな課題となっています。

このような課題の解決に向けて、令和5年4月には、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「子ども基本法」が施行されました。また、同年12月には、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「子どもまんなか社会」をめざした「子ども大綱」が閣議決定され、これまで以上に、子ども・若者、子育て当事者等の声や意見、視点を踏まえた計画の策定が必要となっています。

あわらし（以下「本市」という。）において、この度策定する「あわらし子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末に終了することから、新たな計画として、すべての子ども・若者が健やかに成長し、自らの可能性を最大限に発揮できる社会の実現をめざして策定するものです。

そのため、家庭や学校、地域社会、行政、企業等、さまざまな関係者が連携し、子ども・若者が直面する課題に適切に対応するとともに、より良い未来をともに築くことを計画の趣旨としています。

本計画では、子ども・若者が社会の中で尊重され、安心して過ごせる環境を整えることを目的に、教育、福祉、就労支援、地域づくり等多岐にわたる施策を総合的かつ計画的に推進します。また、子ども・若者が主体的に社会に参画し、未来を切り拓く力を育むとともに、子ども・若者の声を反映した政策形成をめざします。

<sup>1</sup> 夫婦とその未婚の子ども（夫婦のみ世帯及びひとり親世帯を含む）で成り立つ家族のこと。

<sup>2</sup> 心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している。

<sup>3</sup> さまざまな要因の結果として、社会的参加（就学、就労、家庭外の交遊等）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態にあること。

## 2. 計画の位置づけ・対象

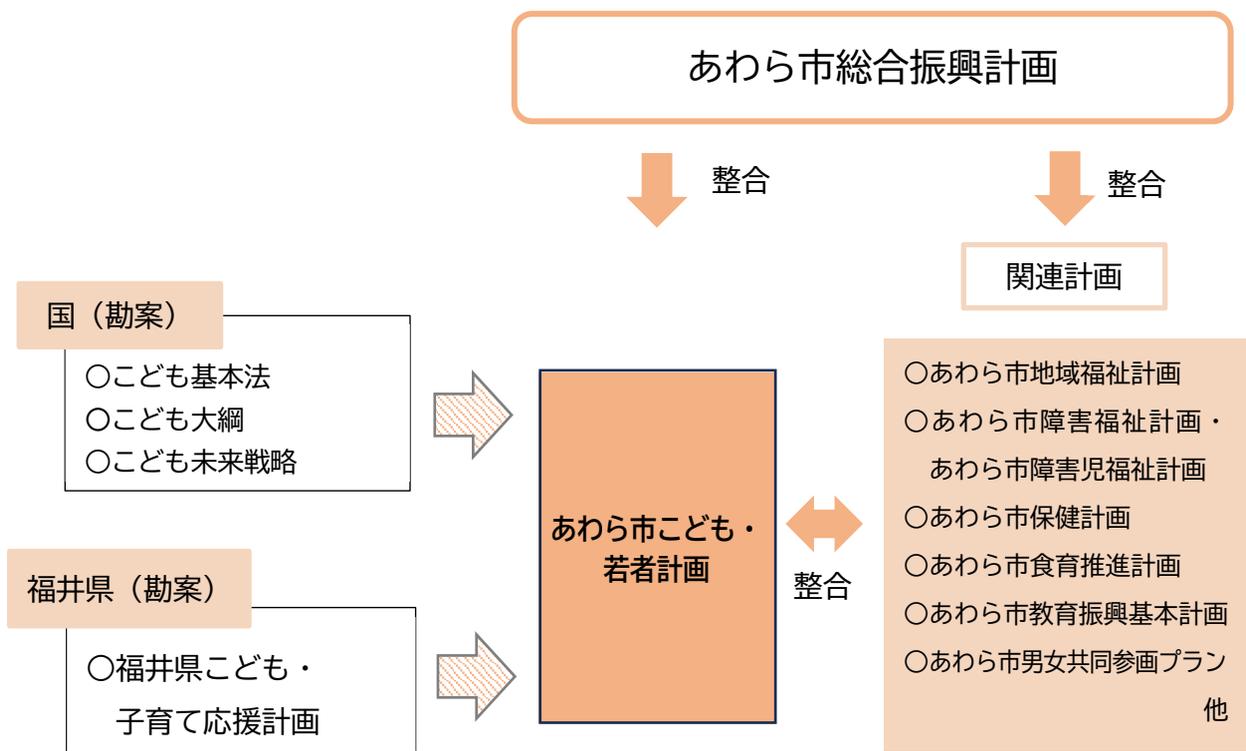
本計画は、「こども基本法」第10条第2項に定める市町村こども計画として位置づけます。また、同条第5項の規定に基づき、こども施策に関連する事項を定める下記の計画を包含し、一体のものとして策定します。また、各分野の取組を総合的・一体的に進めるために、上位計画である「あわら市総合振興計画」やその他関連計画と整合性を図ります。

本計画の対象は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体等も広く対象とします。こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義しており、本計画においてはこども・若者は概ね30歳未満とし、施策によっては40歳未満も対象として、年齢での区分はせず必要なサポートが途切れないようにします。

### ■ 包含する計画等と根拠法

- ・ 市町村子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法)
- ・ 市町村次世代育成支援行動計画(次世代育成支援対策推進法)
- ・ 市町村子ども・若者計画(子ども・若者育成支援推進法)
- ・ 少子化対策に関する施策(少子化社会対策基本法)
- ・ 市町村子供の貧困対策計画(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律)
- ・ 市町村母子保健計画(成育基本法に基づく成育医療等基本方針)

### ■ 他の計画との整合性



## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化等を勘案して、必要に応じて見直しを図ります。

## 4. 計画策定体制

### (1) 子ども・子育て会議

計画の策定にあたり、学識経験者、児童の保護者、保育・教育関係者、児童福祉分野団体の代表者等を委員とした「あわら市子ども・子育て会議」において審議し、各分野の関係者の参画によって、より実効性の高い計画策定をめざしました。

### (2) 庁内計画検討委員会

子ども・子育て会議における協議を円滑に行うため、庁内関係部署による「庁内計画検討委員会」を設置し、情報の共有と部局横断的な調整を行いました。

### (3) こども・若者の意見聴取

計画の策定にあたり、当事者であるこども・若者の意見を施策に反映し、より実効性のある支援を実現するために、アンケート調査・インタビューによる意見の聴取を実施しました。

- ① 令和7年はたちのつどい実行委員へのインタビュー
- ② 金津高校生へのアンケート調査・インタビュー
- ③ こども食堂利用者（小学生、中学生、高校生）へのアンケート調査

## 第2章 あわら市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く現状

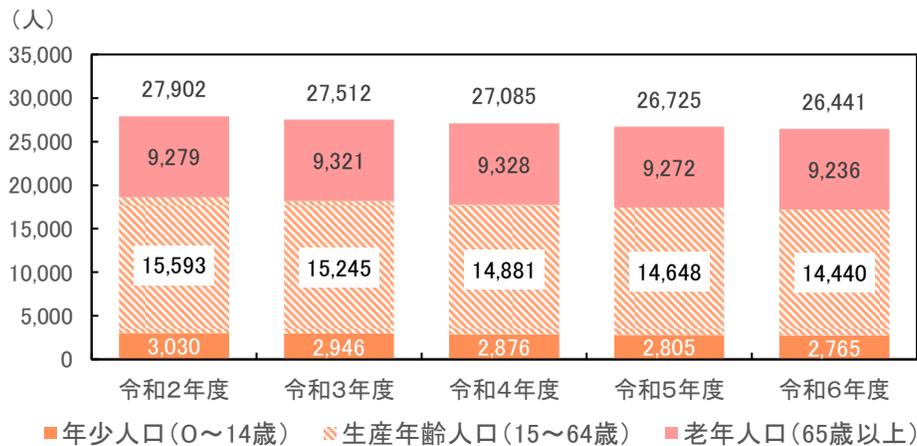
### 1. 統計からみた現状

#### (1) 人口の状況

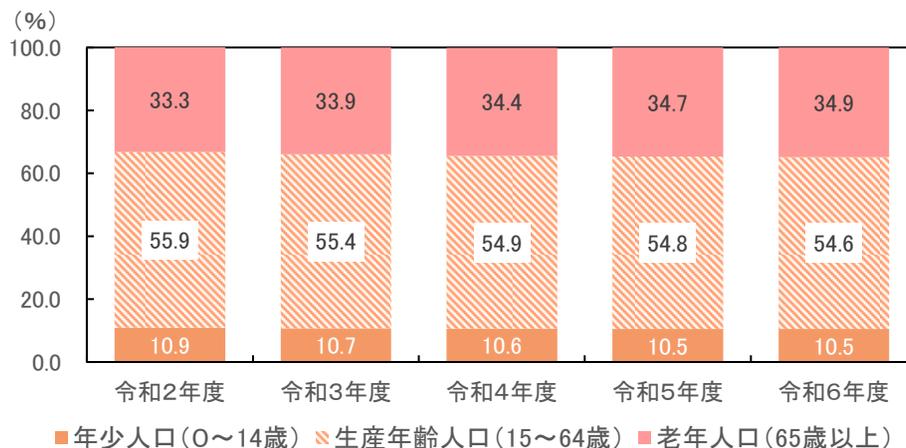
本市の総人口は、令和6年4月1日現在で26,441人となっています。年齢3区分別で見ると、令和4年度以降全世代で減少傾向にあります。

また、総人口に対する年齢3区分別人口の割合について、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は低下傾向にあります。老年人口（65歳以上）は上昇傾向にあります。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口構成比の推移】



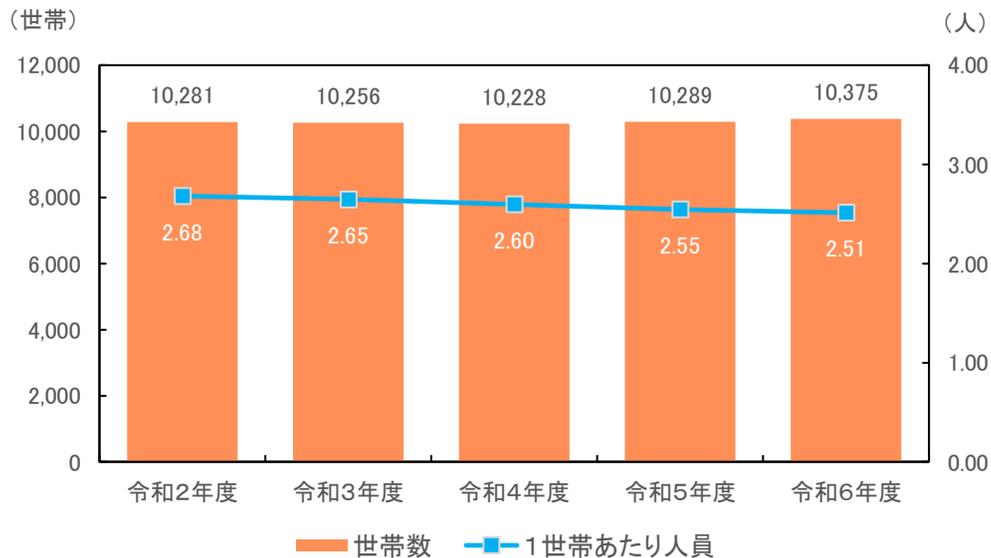
資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ■ 世帯数及び1世帯あたり人員

本市の世帯数は、令和4年度以降増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で10,375世帯となっています。一方、1世帯あたりの人員は減少傾向にあり、令和6年度で2.51人となっています。

【世帯数及び1世帯あたり人員の推移】

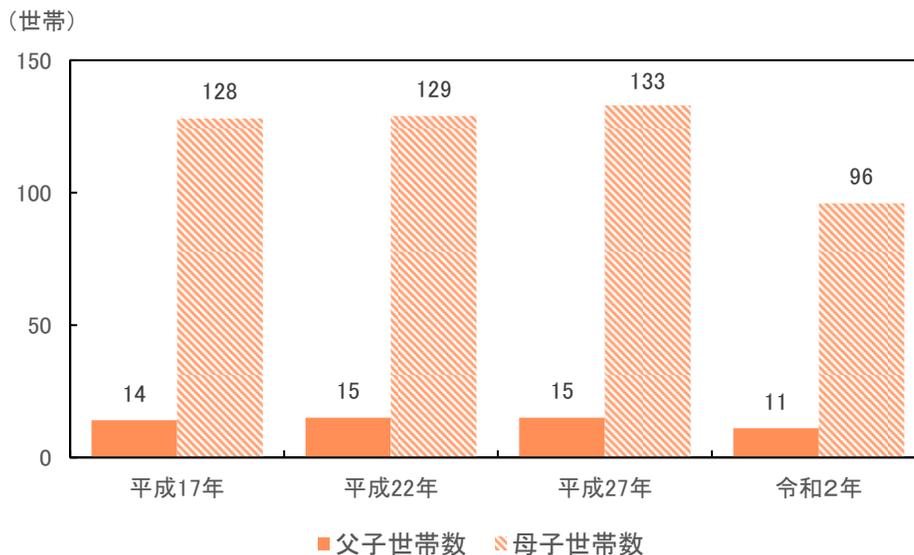


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### ■ ひとり親世帯数

ひとり親世帯数は、平成27年までは概ね横ばいで推移していますが、令和2年は減少し父子世帯数は11世帯、母子世帯数は96世帯となっています。

ひとり親世帯数の推移



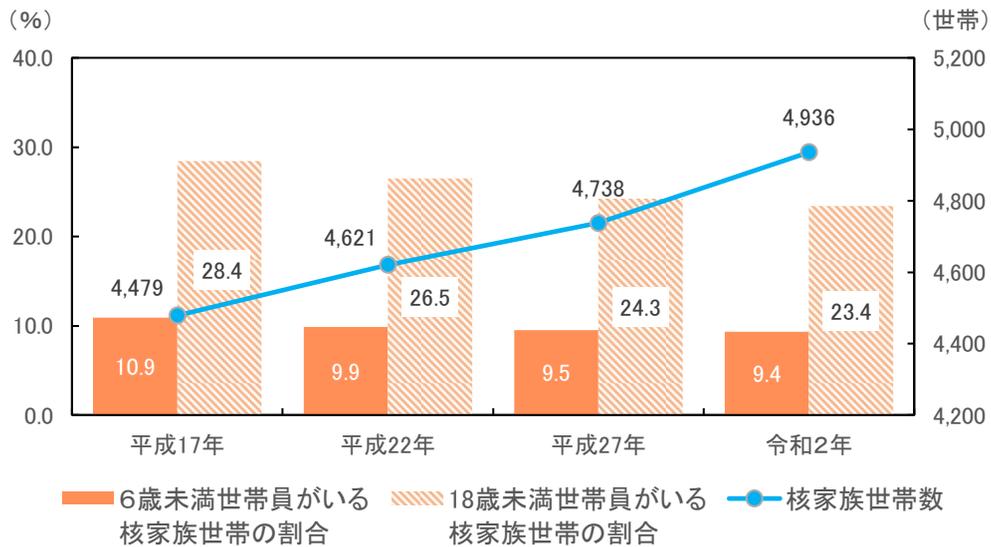
資料：国勢調査

## ■ 核家族世帯数と子どもがいる世帯の割合

核家族世帯数と子どもがいる世帯の割合について、核家族世帯数は、増加傾向にある一方、6歳未満世帯員がいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員がいる核家族世帯の割合ともに、平成17年以降減少傾向となっています。

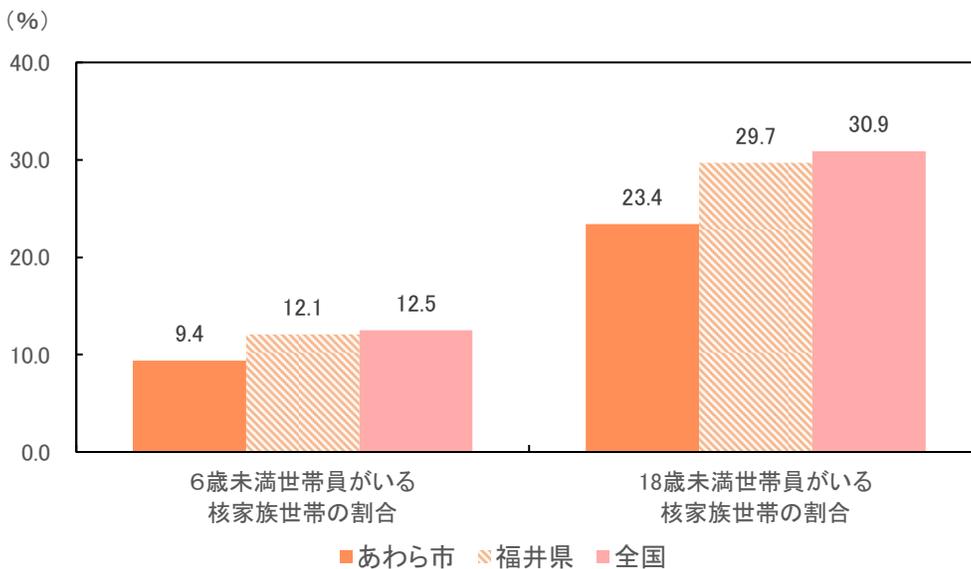
また、令和2年の核家族世帯に占める子どもがいる割合の状況について、全国・福井県と比較すると、本市は、6歳未満世帯員がいる核家族世帯の割合、18歳未満世帯員がいる核家族世帯の割合ともに全国・福井県を下回っています。

【核家族世帯数と子どもがいる世帯の割合の推移】



資料：国勢調査

【令和2年の核家族世帯数と子どもがいる世帯の割合(あわら市・福井県・全国)の比較】



資料：国勢調査

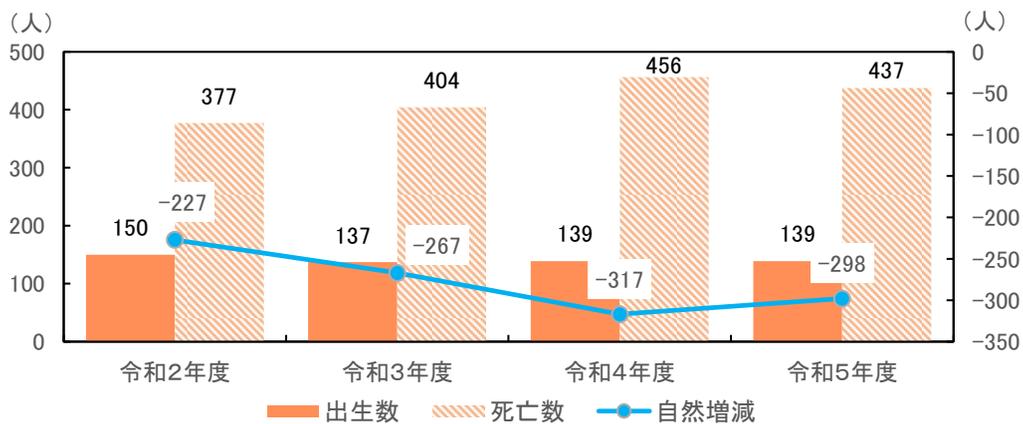
### (3) 人口動態の推移

#### ■ 自然動態

本市の出生数は、令和3年度以降横ばいとなっており、令和5年度は139人となっています。死亡数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度は456人でしたが、令和5年度は437人に減少しています。

また、出生数から死亡数を差し引いた自然増減は「自然減」が続いており、令和5年度は人数差が298人となっています。

自然動態の推移



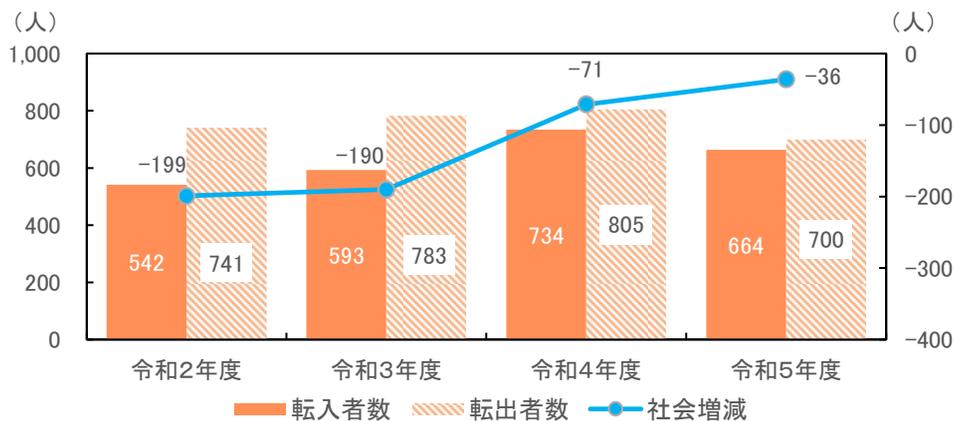
資料：住民基本台帳

#### ■ 社会動態

本市の転入者数は、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度は734人でしたが、令和5年度は664人に減少しています。転出者数は、転入者数と同様に、令和2年度以降増加傾向にあり、令和4年度は805人でしたが、令和5年度は700人に減少しています。

また、転入者数から転出者数を差し引いた社会増減は、令和2年度以降「社会減」が続いていますが、人数差は年々少なくなっています。

社会動態の推移

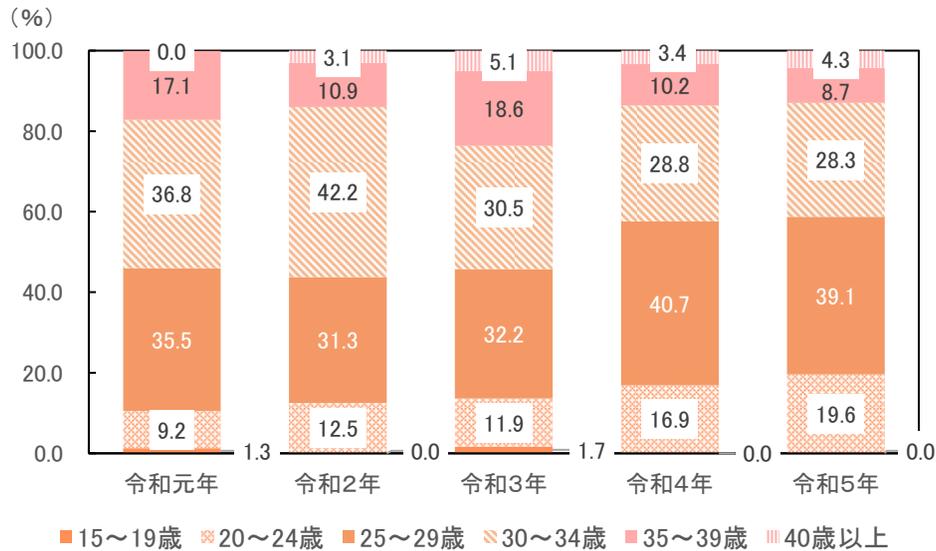


資料：住民基本台帳

## ■ 第一子出産時の母親の年齢階級別割合

母親の年齢階級別にみた第一子出産構成割合は、令和2年までは30～34歳の割合が25～29歳の割合を上回っていますが、令和3年以降は25～29歳の割合が上回り、令和5年は39.1%と最も高くなっています。

【母親の年齢階級別にみた第一子出産構成割合の推移】

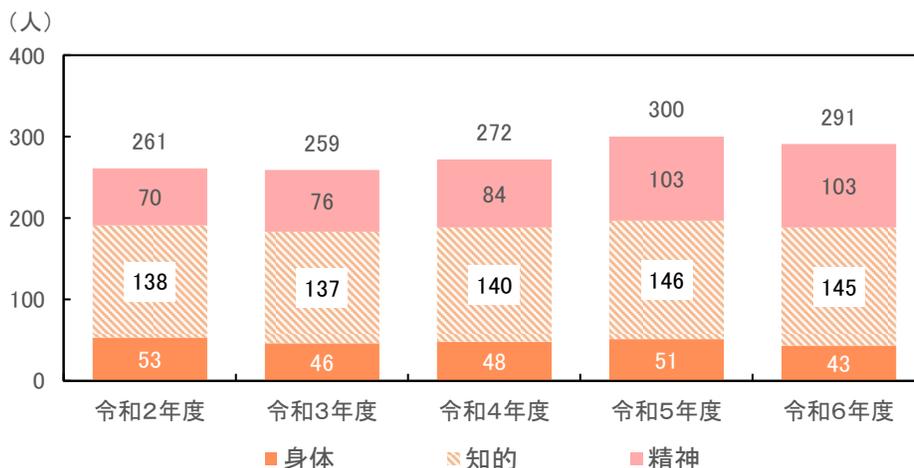


資料：福井県の「出生に関する統計」の概況（あわら市分抜粋）

## (4) 障害者手帳所持者数(40歳未満)の推移

40歳未満の障害者手帳所持者数は、令和6年4月1日現在で291人となっています。障がい別にみると、知的障がい者が145人と最も多く、精神障がい者が103人、身体障がい者が43人となっています。

【障害者手帳所持者数(40歳未満)の推移】



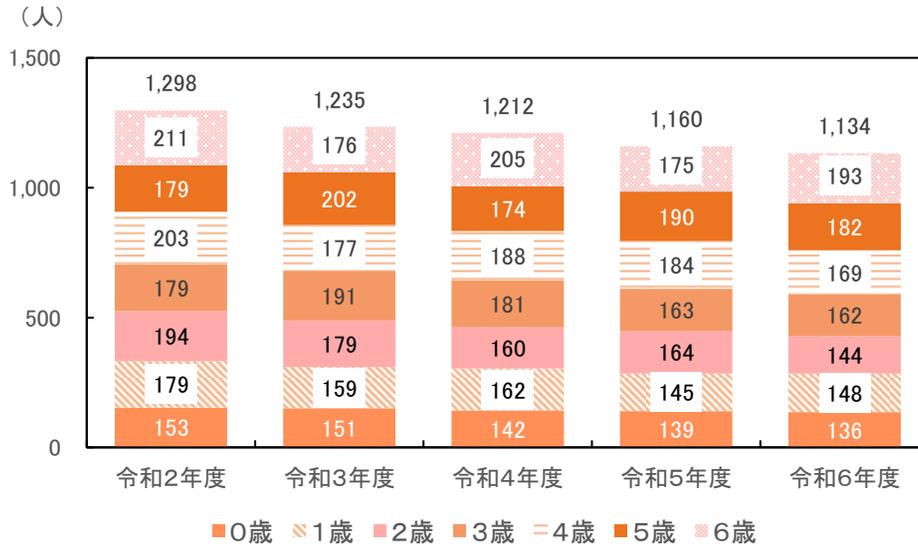
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

## (5) こどもを取り巻く状況

### ■ 未就学児数

未就学児数は、減少傾向が続いており、令和6年4月1日現在で1,134人となっています。

【未就学児数の推移】

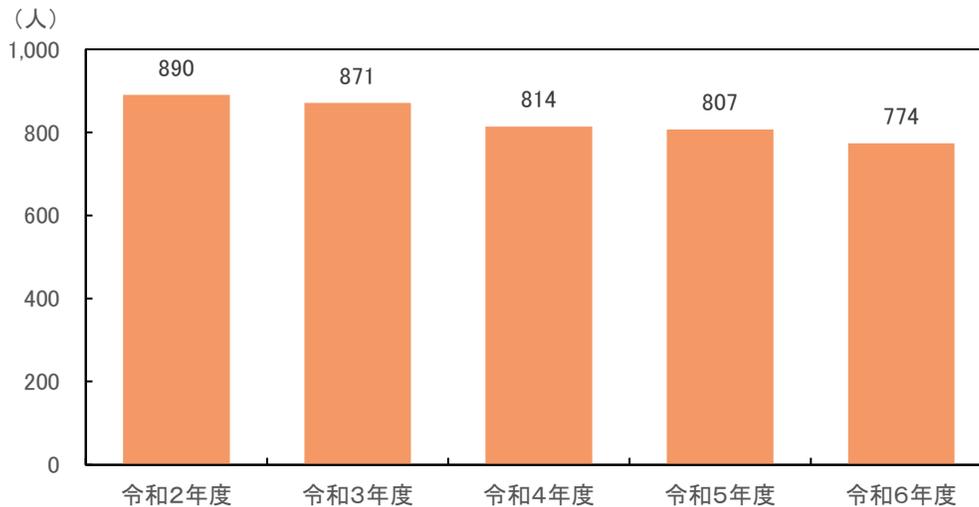


資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

### ■ 認定こども園の在園児数

認定こども園の在園児数は、減少傾向が続いており、令和6年4月1日現在で774人となっています。

【認定こども園の在園児数の推移】

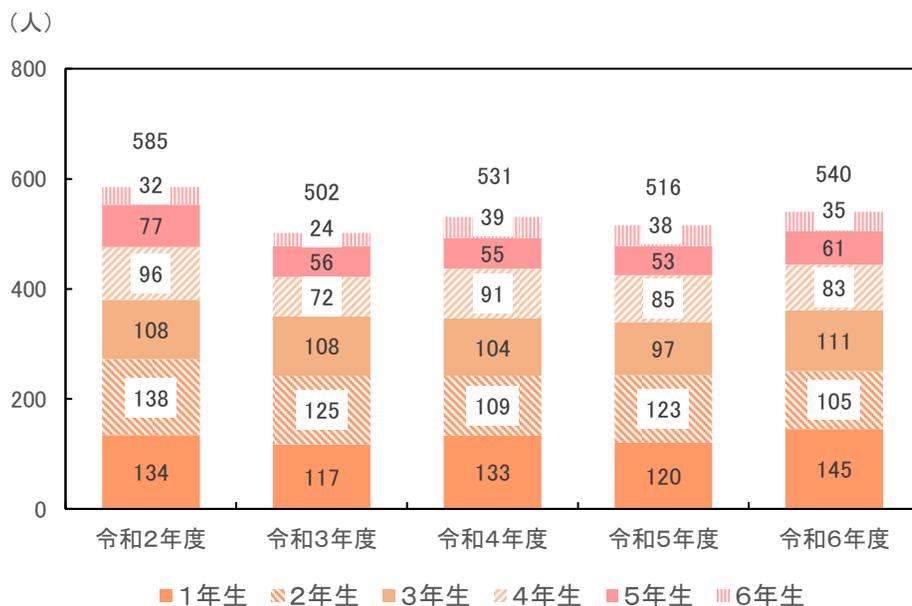


資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## ■ 放課後子どもクラブの登録児童数

放課後子どもクラブの登録児童数は、増減を繰り返しており、令和6年4月1日現在で540人となっています。

【放課後子どもクラブの登録児童数の推移】



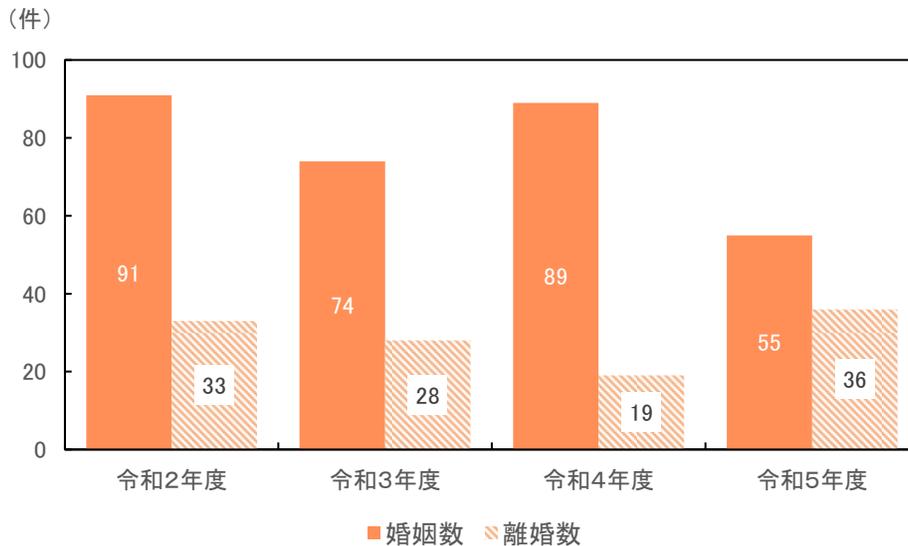
資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## (6) 婚姻の状況

### ■ 婚姻数・離婚数

婚姻数は、各年度で増減していますが、令和5年度は55件と大きく減少しています。また、離婚数は年々減少傾向でしたが、令和5年度は36件と増加しています。

【婚姻数・離婚数の推移】

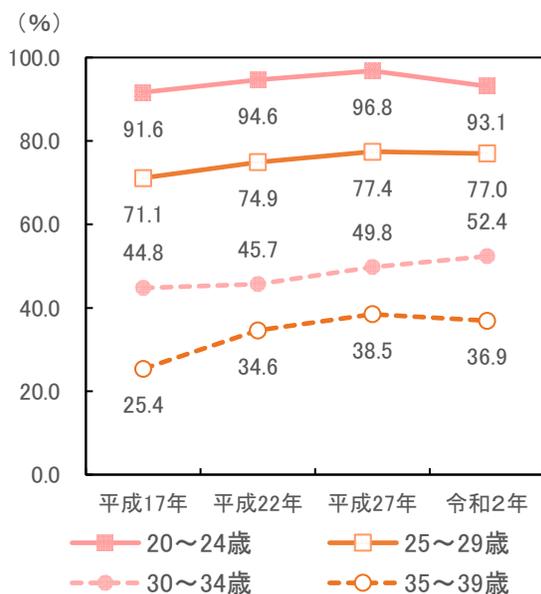


資料：市民課

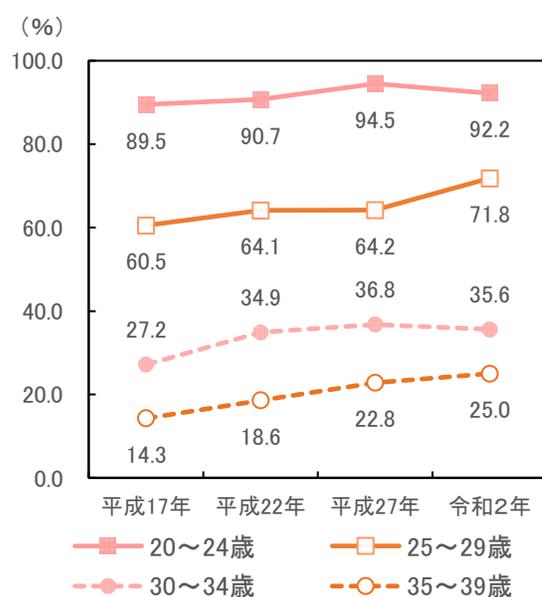
### ■ 未婚の割合

男女の5歳階級別の未婚率は、どの年齢層でも全体的に上昇傾向にあります。令和2年では、35～39歳の男性で36.9%、女性で25.0%となっています。

【男性の未婚率の推移】



【女性の未婚率の推移】

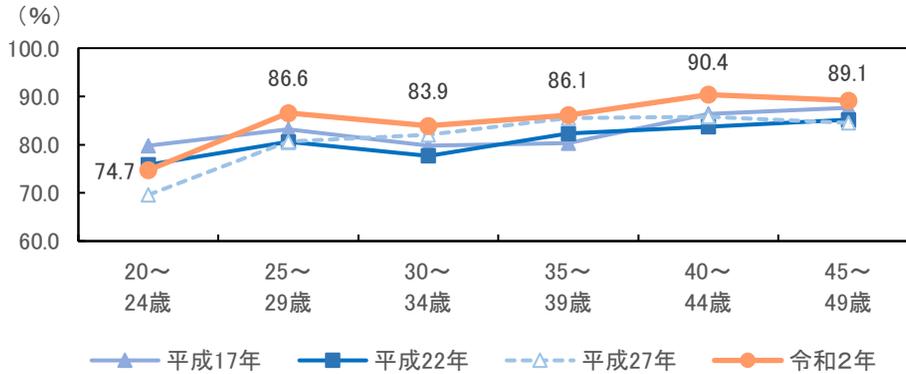


資料：国勢調査

## (7) 女性の就労状況

女性の就業率は、増加傾向にあり、令和2年では25歳以上のすべての年齢層で8割を上回っています。また、30歳代でやや低下していますが、40歳代で再び増加しています。

【女性の就業率の推移】



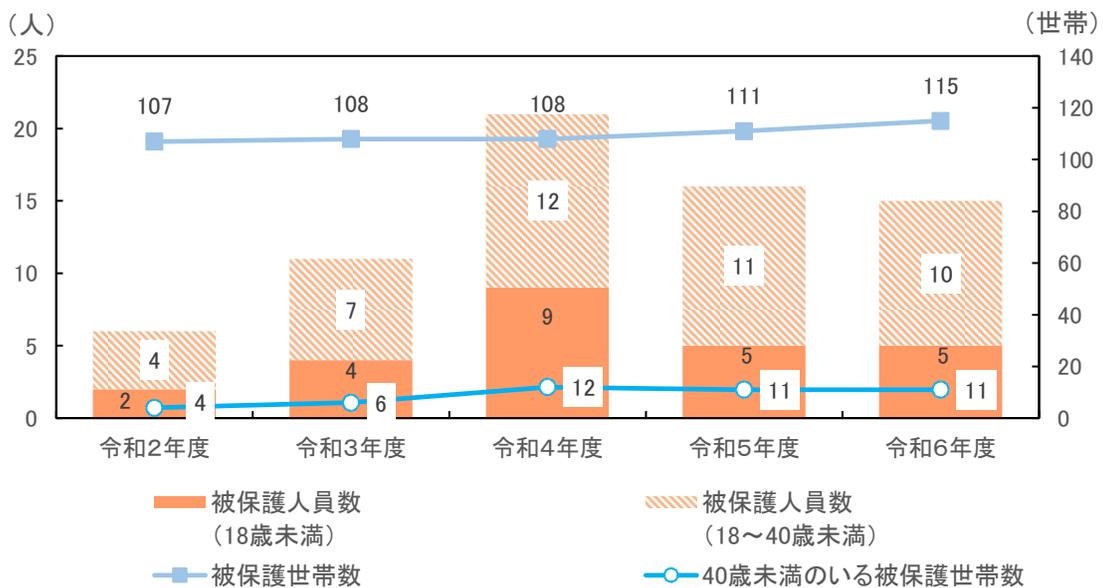
資料：国勢調査

## (8) 生活保護の状況

生活保護被保護世帯数は、年々増加傾向にあり、令和6年4月1日現在で115世帯となっています。また、40歳未満のいる生活保護被保護世帯数は、令和4年度以降横ばいとなっており、令和6年4月1日現在で11世帯となっています。

また、子ども・若者（40歳未満）の生活保護被保護人員は、令和5年度以降横ばいとなっており、令和6年4月1日現在で15人となっています。

【生活保護被保護人員・被保護世帯数の推移】



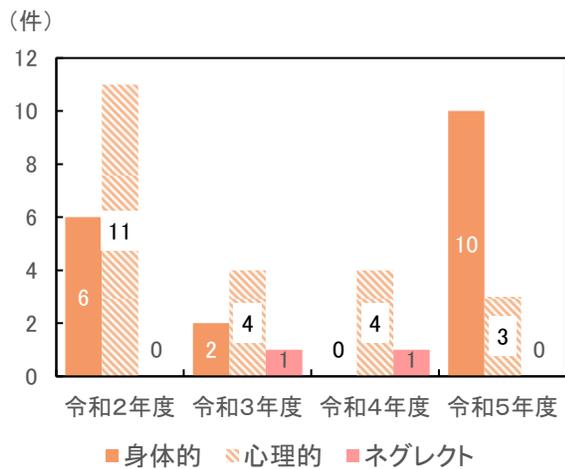
資料：福祉課（各年度4月1日現在）

## (9) 児童虐待に関する相談の状況

児童虐待相談の種別件数は、令和5年度に13件の報告があり、「身体的虐待」が10件、「心理的虐待」が3件となっています。

また、児童虐待相談の年齢別の推移をみると、令和5年度は「小学生」が最も多く、次いで「3歳～就学前児童」となっています。

【児童虐待相談の種別件数の推移】



【年齢別児童虐待相談件数の推移】

単位：人	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0～2歳	2	1	1	1
3歳～就学前児童	2	0	1	3
小学生	13	4	3	8
中学生	0	2	0	0
高校生・その他	0	0	0	1
合計	17	7	5	13

資料：子育て支援課

## 2. アンケート調査結果からみた現状

### (1) 実施目的

本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、包含する「子ども・子育て支援事業計画」に関連するニーズ調査と、こどもの生活の様子等に関する調査を行いました。

また、県内のこどもの生活状況の実態を把握することを目的として、福井県が実施した「子どもの生活状況調査」について、あわら市民の意見を抜粋して記載します。

### (2) 調査概要

調査	調査対象者	調査期間	調査方法
①子ども・子育て支援ニーズ調査	就学前児童及び小学3年生(H26.4.2～R6.1.31 生)のこどもがいる世帯	令和6年3月15日～3月31日	Web回答
②こども・若者計画策定におけるアンケート調査	金津高校生(全学年)	令和6年12月18日、19日	Web回答
	こども食堂利用者(小学生・中学生・高校生)	令和6年12月27日	直接配布・直接回収
③子どもの生活状況調査(県)	県内在住の小学5年生・中学2年生の児童生徒及び保護者	令和6年7月1日～8月30日	Web回答

### (3) 調査結果

調査	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
①子ども・子育て支援ニーズ調査	就学前児童及び小学3年生(H26.4.2～R6.1.31 生)のこどもがいる世帯	1,056	374	35.4%
②こども・若者計画策定におけるアンケート調査	金津高校生(全学年)※	450	450	100.0%
	こども食堂利用者(小学生・中学生・高校生)	14	14	100.0%
③子どもの生活状況調査(県)	小学5年生(あわら市内在住者のみ)	71	22	31.0%
	中学2年生(あわら市内在住者のみ)	64	20	31.3%

※ 調査に協力のあった生徒数

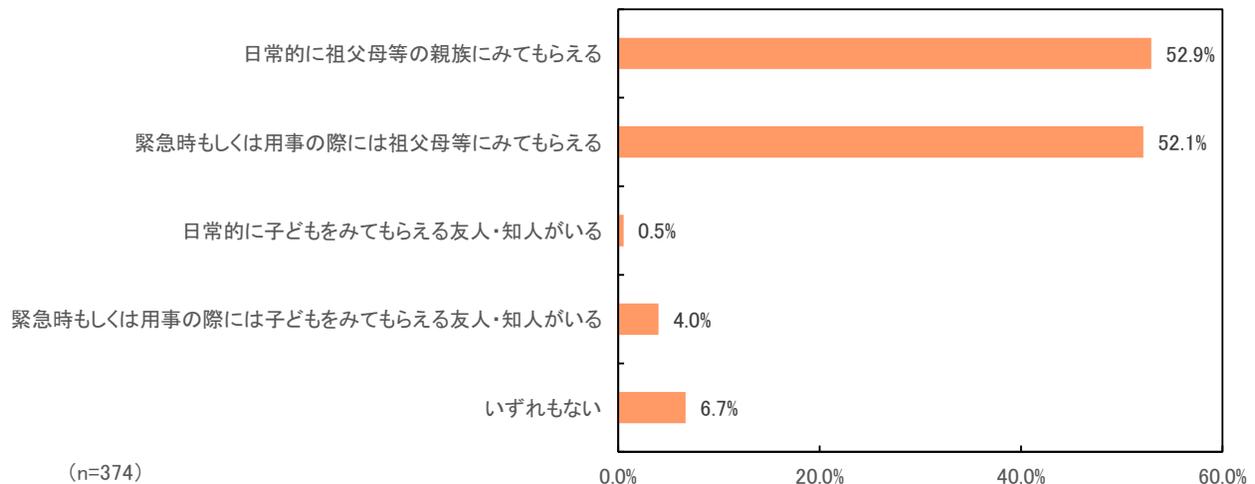
## ■ 調査結果の見方

- ・ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 本文中の設問の選択肢は簡略化しています。
- ・ 結果はすべて「不明・無回答」を除いた割合となっています。

## ① 子ども・子育て支援ニーズ調査

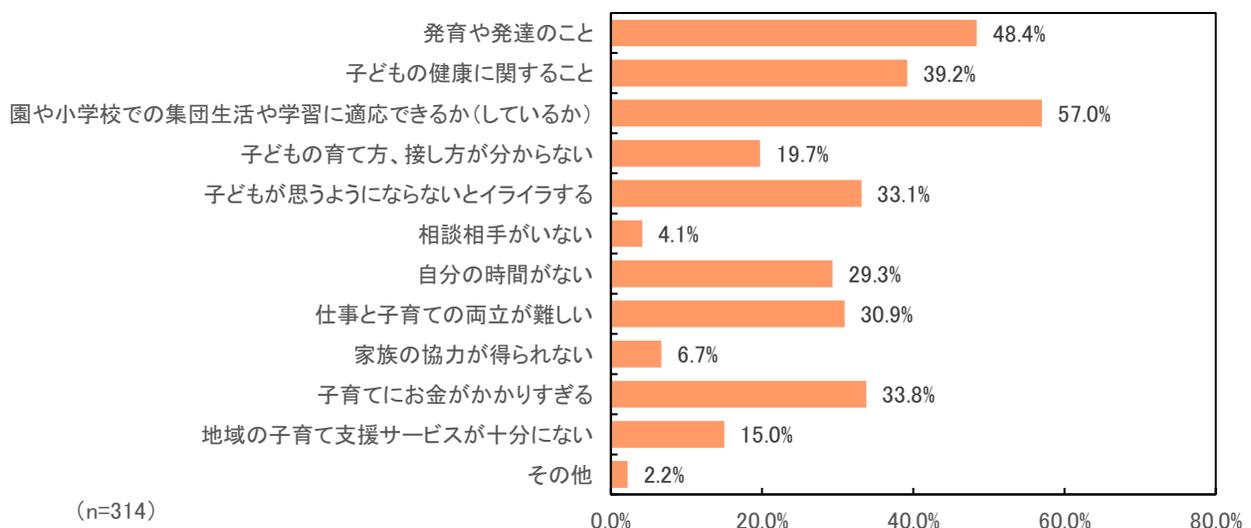
### I. 日頃、子どもを預かってもらえる親族や友人(複数回答)

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が52.9%で最も多く、次いで「緊急時もしくは用事の際には祖父母等にみてもらえる」が52.1%となっています。



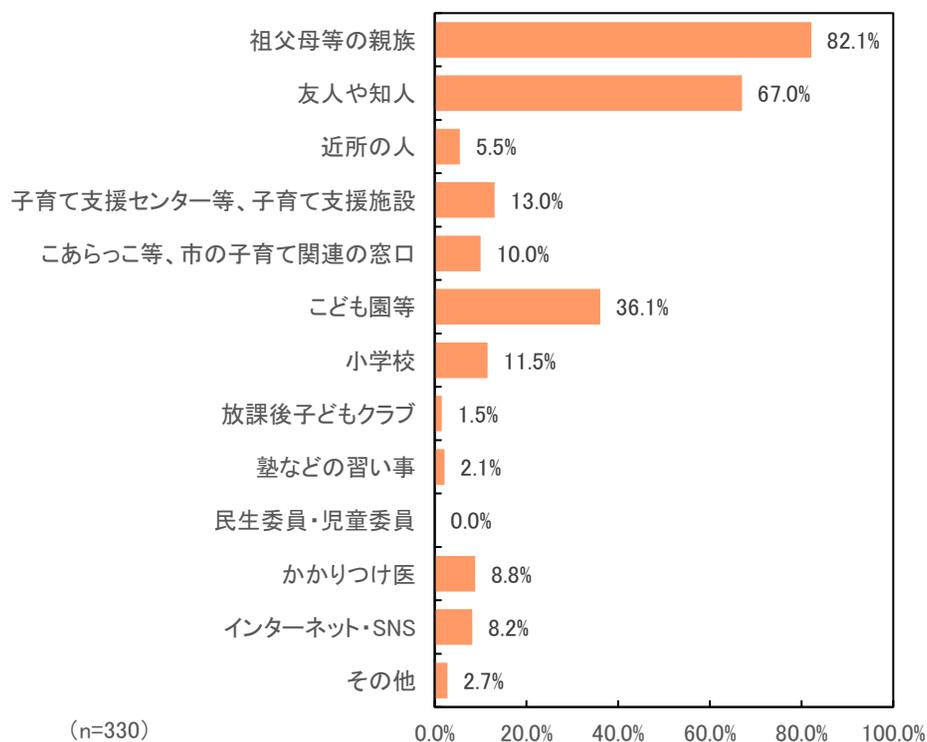
### II. 子育てに関する不安や悩み(複数回答)

「園や小学校での集団生活や学習に適應できるか(しているか)」が57.0%で最も多く、次いで「発育や発達のこと」が48.4%、「子どもの健康に関すること」が39.2%となっています。



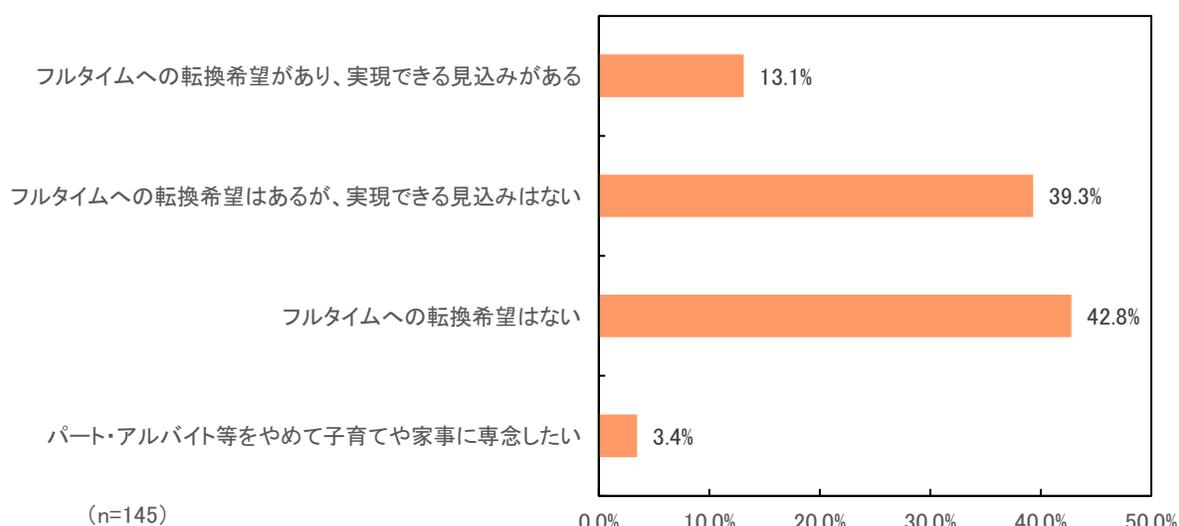
### Ⅲ. 子育てに関する相談先(複数回答)

「祖父母等の親族」が82.1%で最も多く、次いで「友人や知人」が67.0%、「こども園等」が36.1%となっています。



### Ⅳ. パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望(単数回答)

「フルタイムへの転換希望はない」が42.8%で最も多く、次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が39.3%となっています。

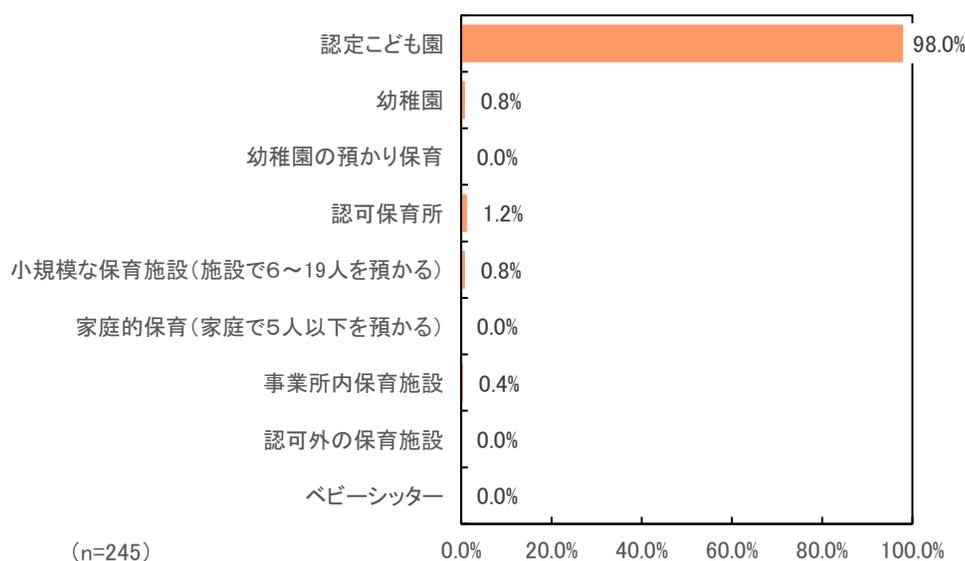


## V. 定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望(複数回答)

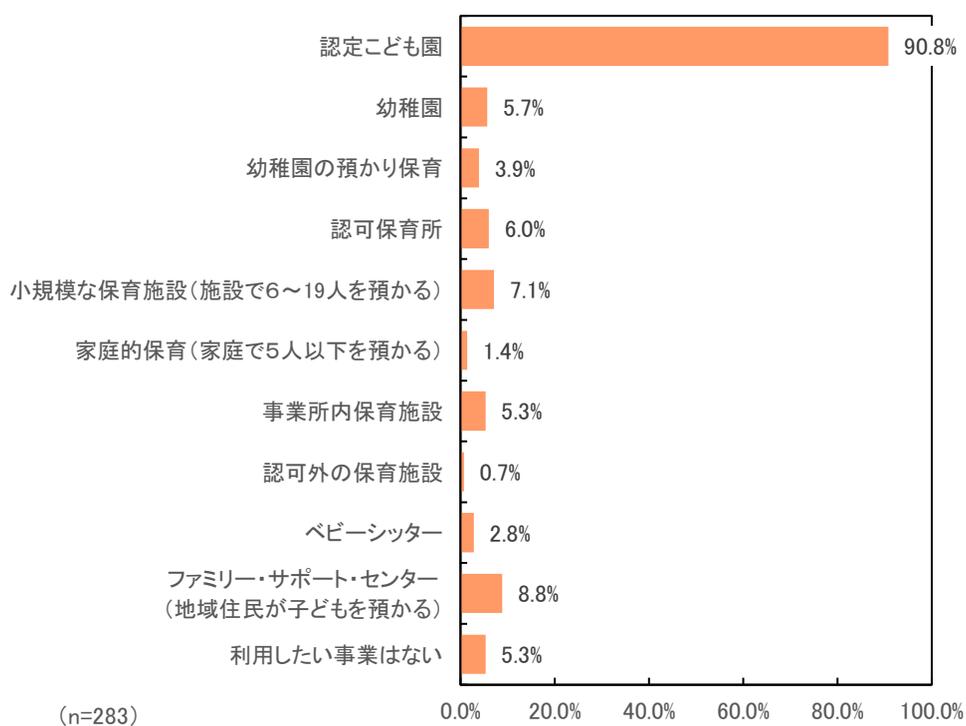
平日に定期的にご利用している事業についてみると、「認定こども園」が98.0%と最も多くなっています。

定期的にご利用したいと考える事業についてみると、「認定こども園」が90.8%と最も多く、次いで「ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる）」が8.8%、「小規模な保育施設（施設で6～19人を預かる）」が7.1%となっています。

### ■利用状況



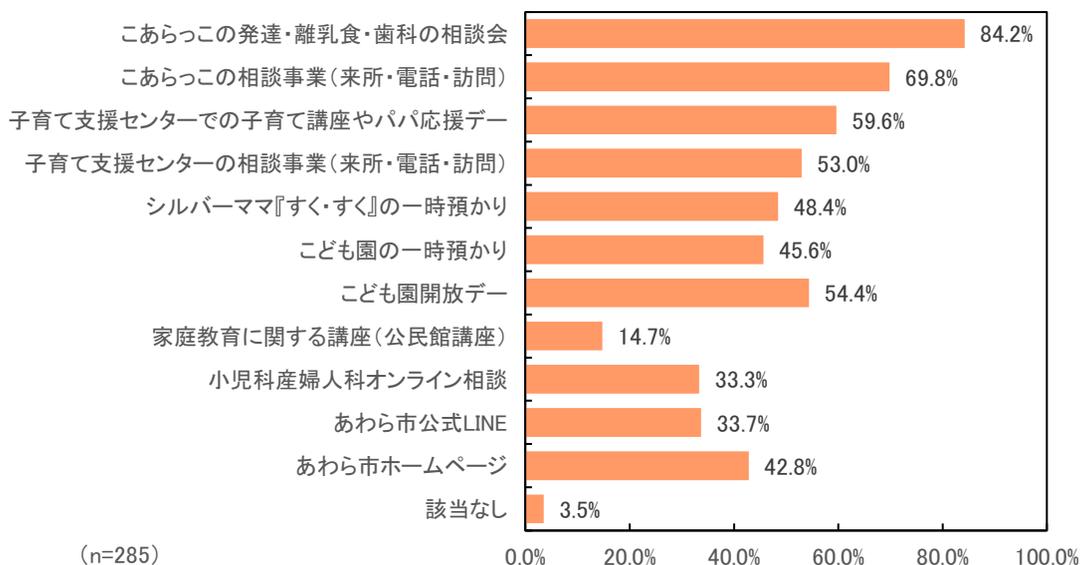
### ■利用希望



## VI. 地域の子育て支援事業の認知度・利用実績・利用希望(複数回答)

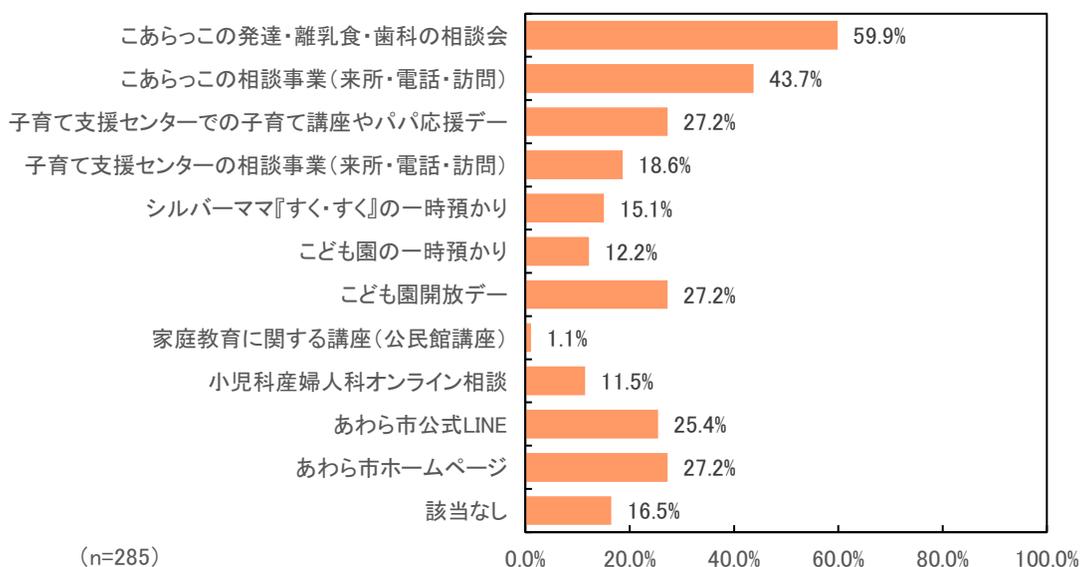
### a. 認知度

「こあらっこの発達・離乳食・歯科の相談会」が84.2%と最も多く、次いで「こあらっこの相談事業(来所・電話・訪問)」が69.8%、「子育て支援センターでの子育て講座やパパ応援デー」が59.6%となっています。



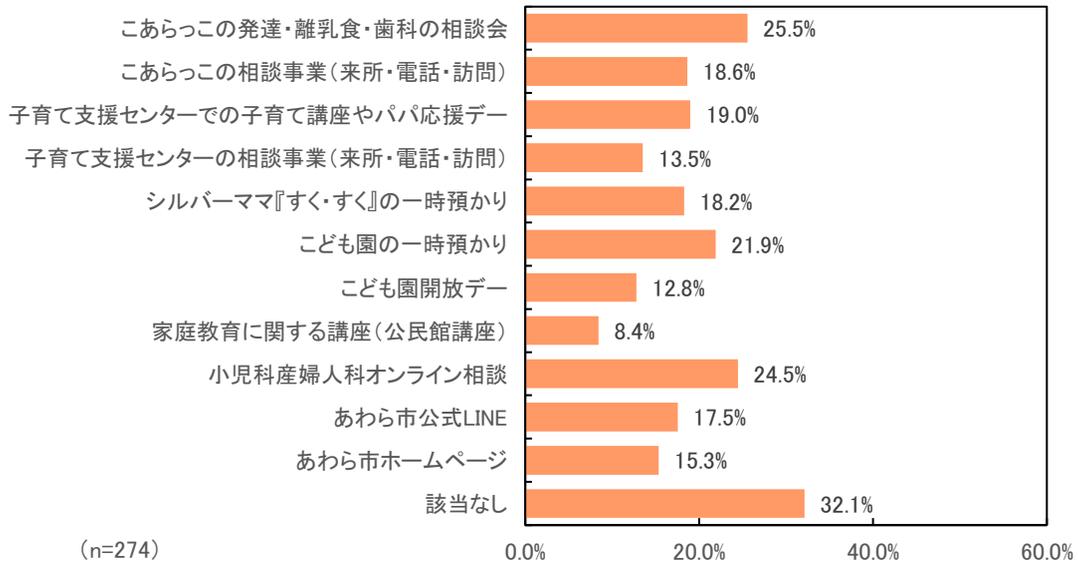
### b. 利用実績

「こあらっこの発達・離乳食・歯科の相談会」が59.9%と最も多く、次いで「こあらっこの相談事業(来所・電話・訪問)」が43.7%、「子育て支援センターでの子育て講座やパパ応援デー」「こども園開放デー」「あわら市ホームページ」がいずれも27.2%となっています。



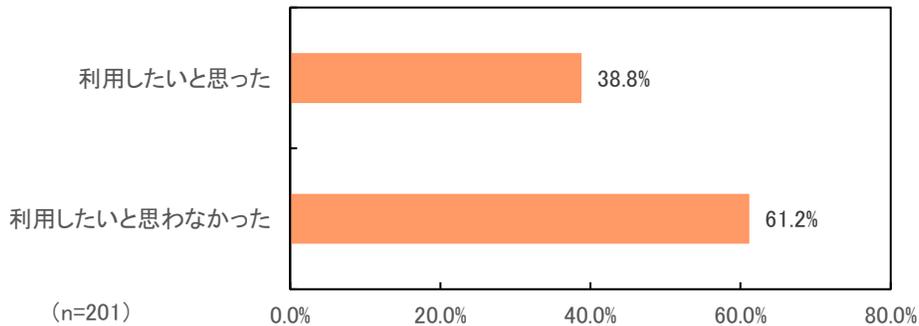
### c. 利用希望

「該当なし」が32.1%と最も多く、次いで「こあらっこの発達・離乳食・歯科の相談会」が25.5%、「小児科産婦人科オンライン相談」が24.5%となっています。



### VII. 病児・病後児保育の利用希望(単数回答)

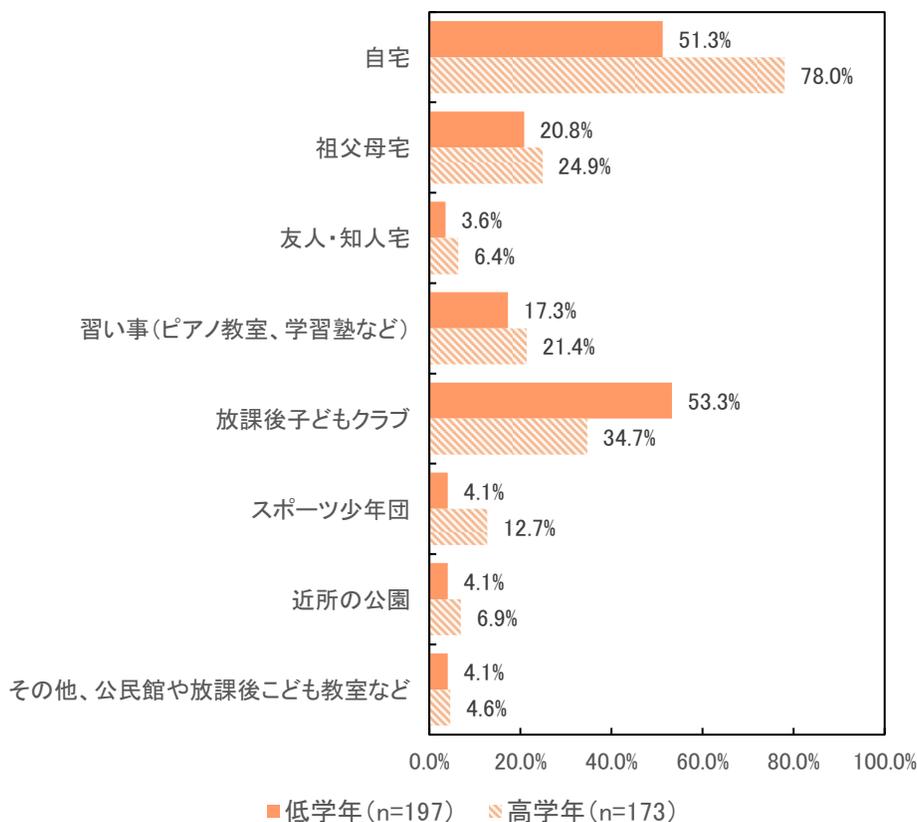
「利用したいと思わなかった」が61.2%であり、「利用したいと思った」が38.8%となっています。



### Ⅷ. 放課後の過ごし方の希望(小学生以上の子を持つ世帯のみ、複数回答)

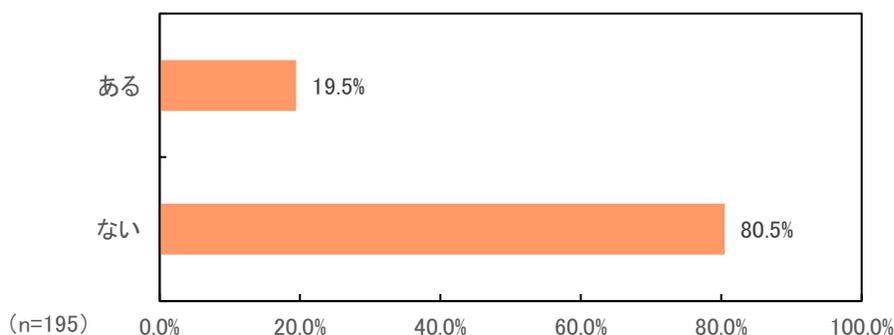
小学校低学年では、「放課後子どもクラブ」が53.3%と最も多く、次いで「自宅」が51.3%、「祖父母宅」が20.8%となっています。

小学校高学年では、「自宅」が78.0%と最も多く、次いで「放課後子どもクラブ」が34.7%、「祖父母宅」が24.9%となっています。



### Ⅸ. 土日祝の放課後子どもクラブの利用希望(単数回答)

利用希望については「ない」が80.5%であり、「ある」が19.5%となっています。

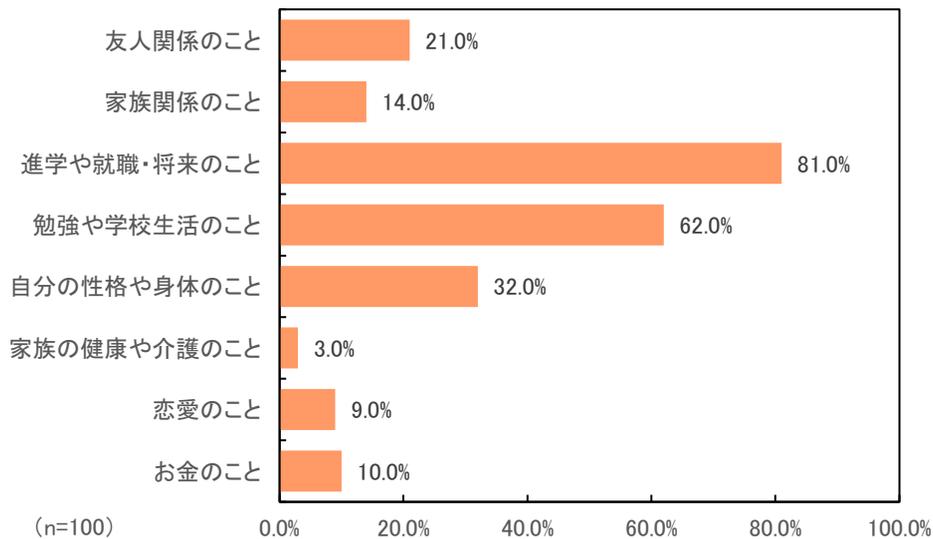


## ② こども・若者計画策定におけるアンケート調査

### <金津高校生>

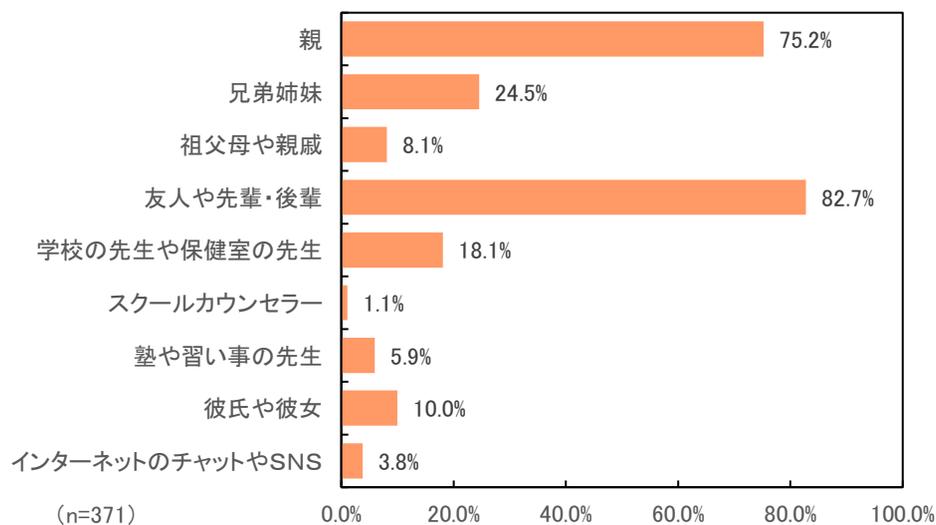
#### I. 不安や悩みの内容(複数回答)

「進学や就職・将来のこと」が81.0%と最も多く、次いで「勉強や学校生活のこと」が62.0%、「自分の性格や身体のこと」が32.0%となっています。



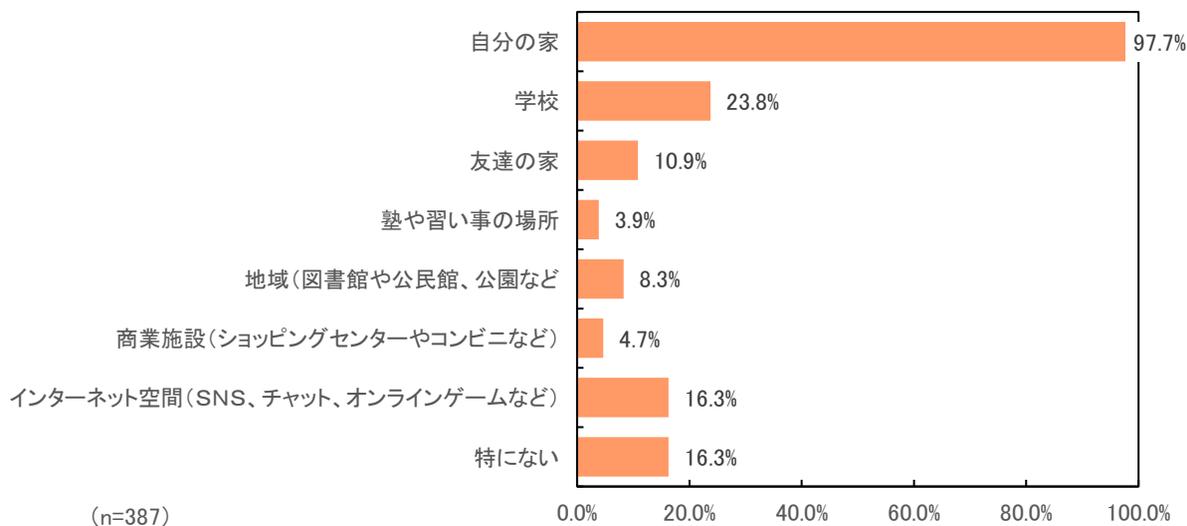
#### II. 主な相談先(複数回答)

「友人や先輩・後輩」が82.7%と最も多く、次いで「親」が75.2%、「兄弟姉妹」が24.5%となっています。



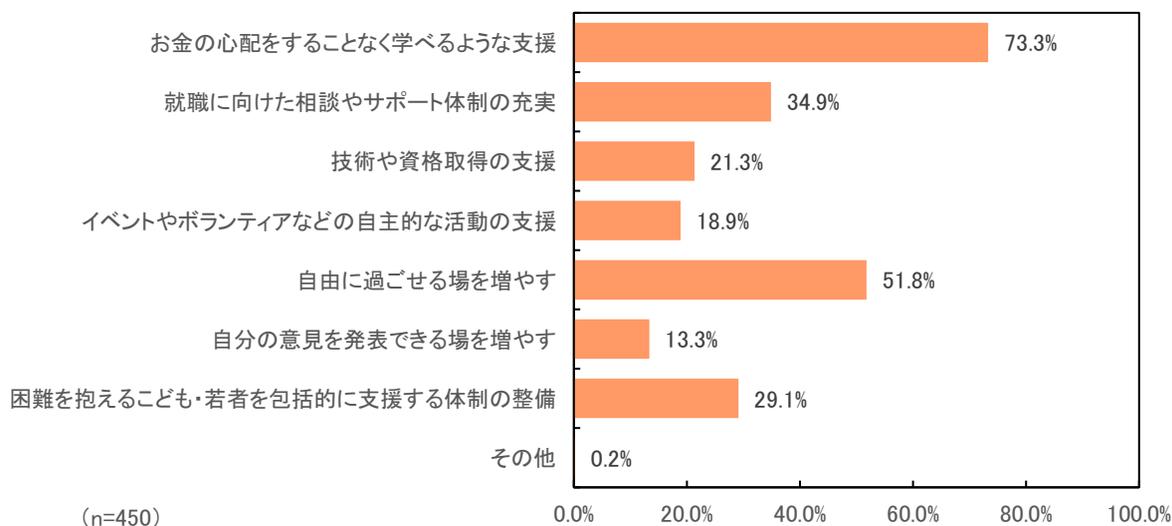
### Ⅲ. 主な居場所(複数回答)

「自分の家」が97.7%と最も多く、次いで「学校」が23.8%、「インターネット空間（SNS、チャット、オンラインゲームなど）」「特にない」がともに16.3%となっています。



### Ⅳ. あわら市に必要なと思う取組(複数回答)

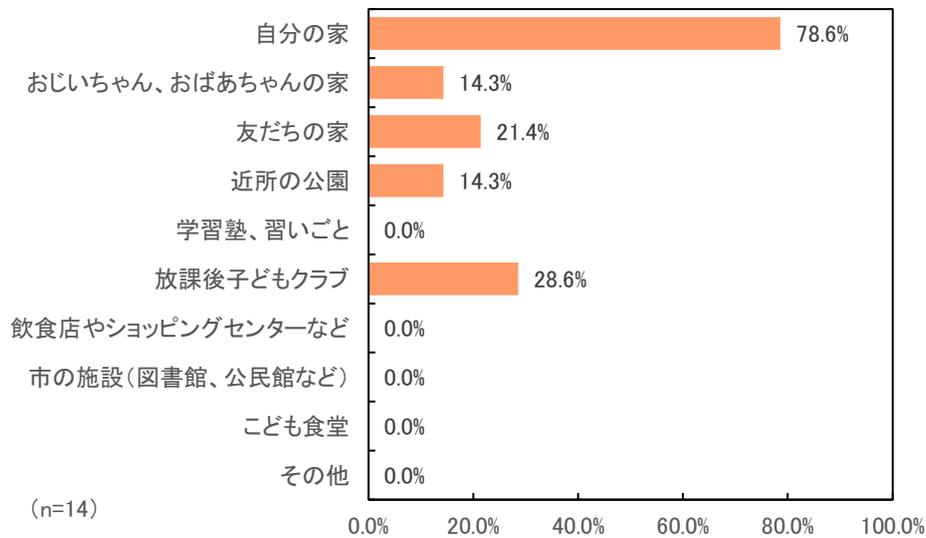
「お金の心配をすることなく学べるような支援」が73.3%と最も多く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」が51.8%、「就職に向けた相談やサポート体制の充実」が34.9%となっています。



## <こども食堂>

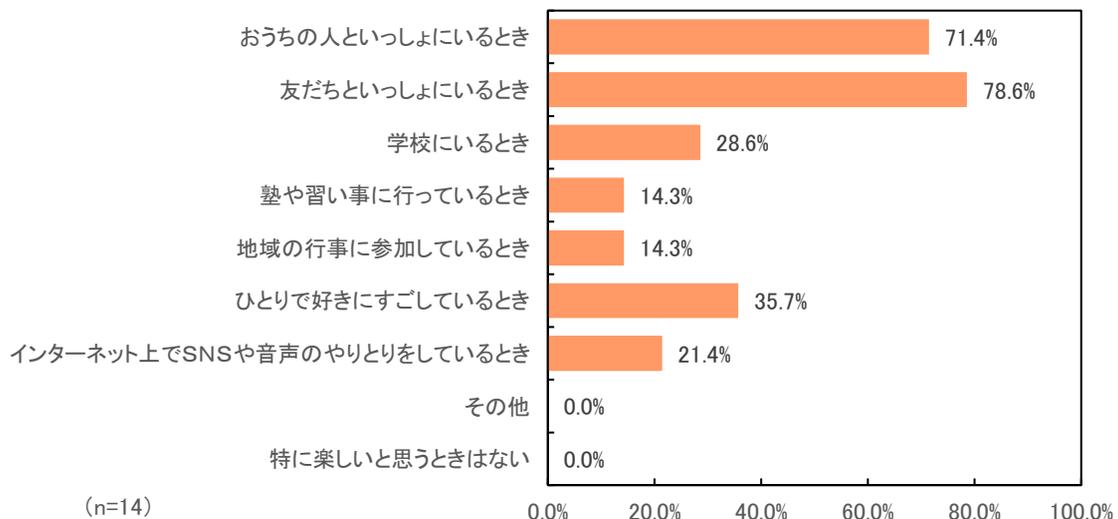
### I. 放課後の居場所(複数回答)

「自分の家」が78.6%と最も多く、次いで「放課後子どもクラブ」が28.6%、「友だちの家」が21.4%となっています。



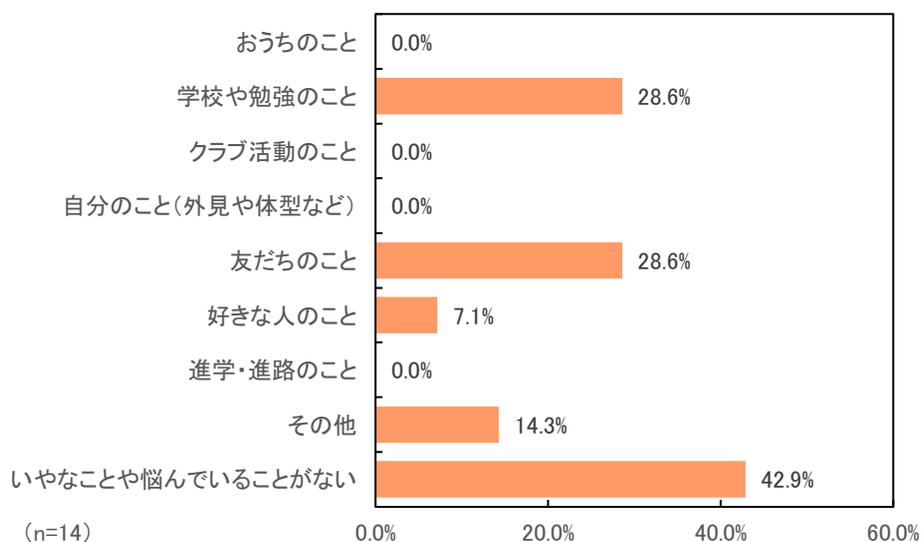
### II. 楽しいと思うとき(複数回答)

「友だちといっしょにいるとき」が78.6%と最も多く、次いで「おうちの人といっしょにいるとき」が71.4%、「ひとりで好きにすごしているとき」が35.7%となっています。



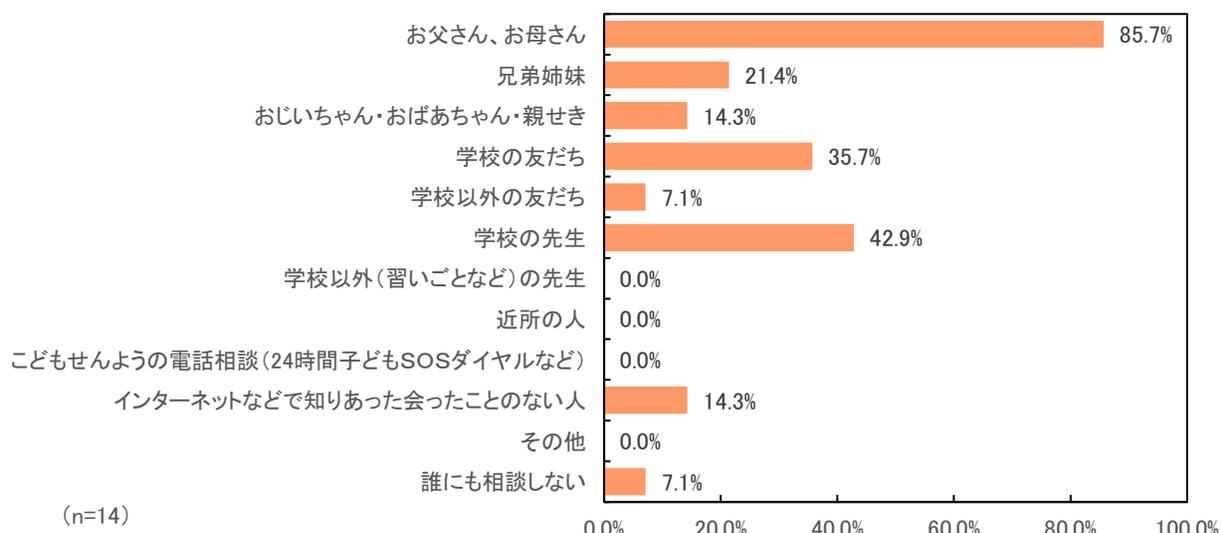
### Ⅲ. 今悩んでいること(複数回答)

「いやなことや悩んでいることがない」が42.9%と最も多く、次いで「学校や勉強のこと」「友だちのこと」がともに28.6%となっています。



### Ⅳ. 主な相談先(複数回答)

「お父さん、お母さん」が85.7%と最も多く、次いで「学校の先生」が42.9%、「学校の友だち」が35.7%となっています。



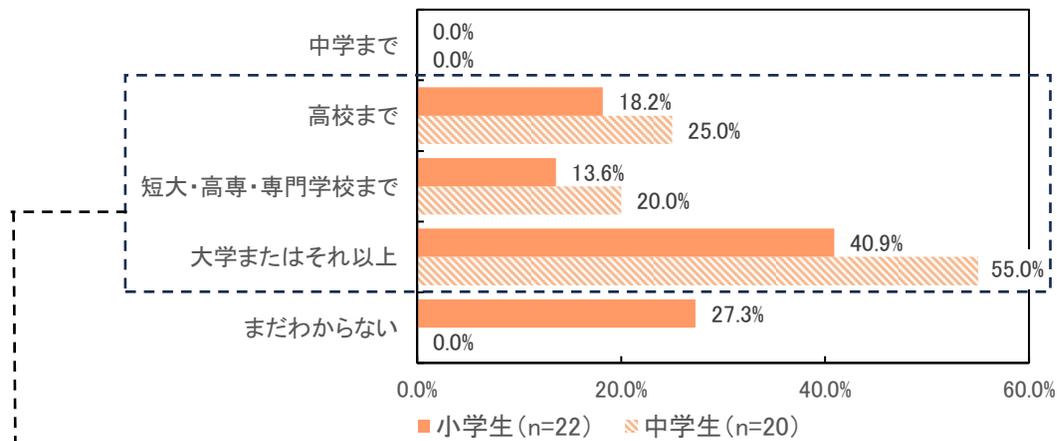
### ③ 子どもの生活状況調査

#### I. 将来の進学希望

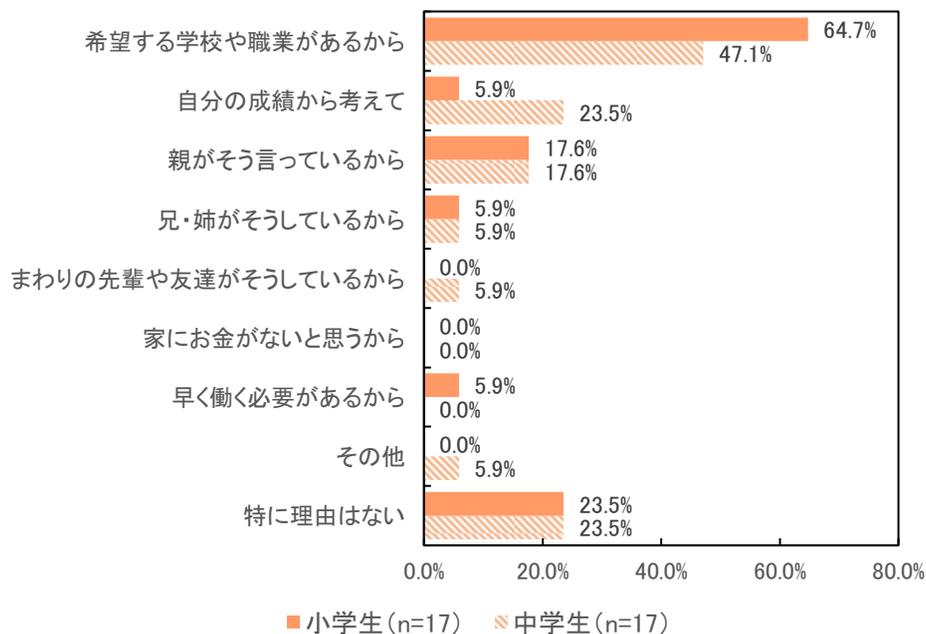
小学生・中学生ともに「大学またはそれ以上」が最も多くなっており、小学生が40.9%、中学生が55.0%となっています。次いで、小学生は「まだわからない」が27.3%、中学生は「高校まで」が25.0%となっています。

また、進学理由についてみると、小学生・中学生ともに「希望する学校や職業があるから」が最も多くなっており、小学生が64.7%、中学生が47.1%となっています。次いで、小学生は「特に理由はない」が23.5%、中学生は「自分の成績から考えて」「特に理由はない」がともに23.5%となっています。

#### ■ 進学希望



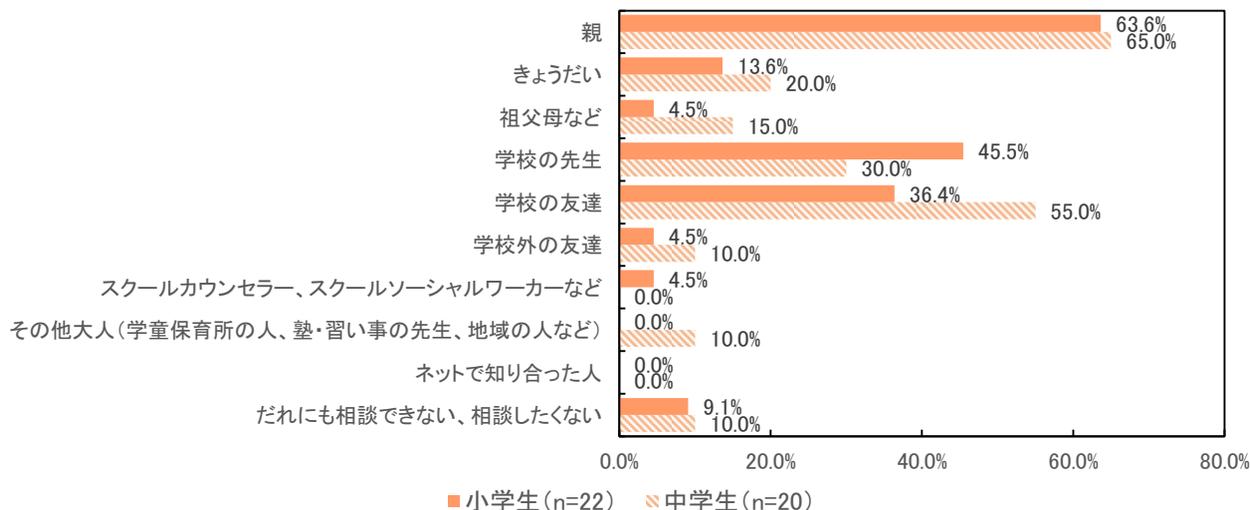
#### ■ 進学理由



## Ⅱ. 相談先(複数回答)

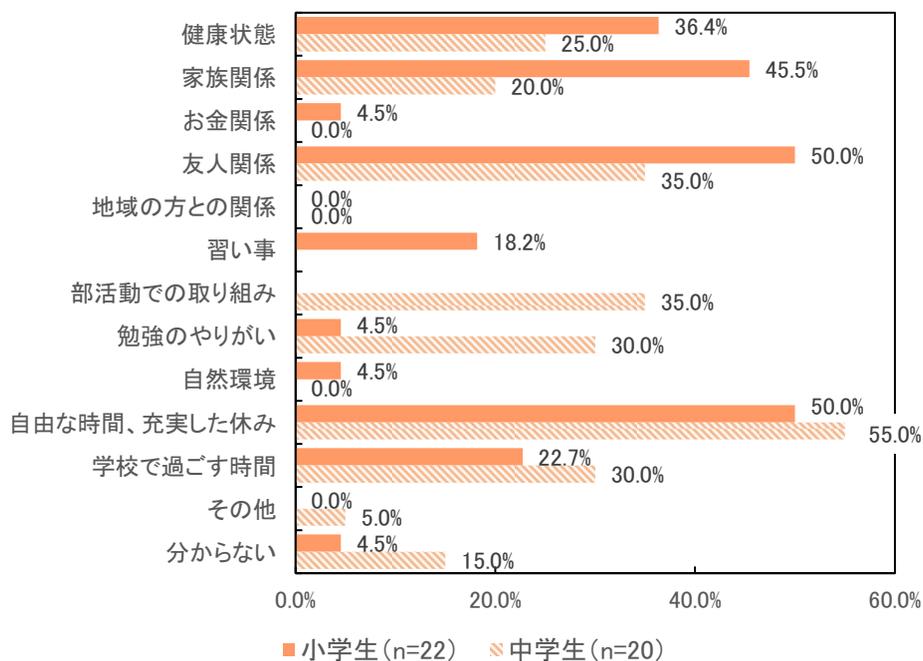
小学生・中学生ともに「親」が最も多く、小学生が63.6%、中学生が65.0%となっています。次いで、小学生は「学校の先生」が45.5%、中学生は「学校の友達」が55.0%となっています。

一方で、「だれにも相談できない、相談したくない」が小学生は9.1%、中学生は10.0%となっています。



## Ⅲ. 生活の満足度合い(複数回答)

小学生は、「友人関係」「自由な時間、充実した休み」がともに50.0%と最も多く、次いで「家族関係」が45.5%となっています。中学生は、「自由な時間、充実した休み」が55.0%と最も多く、次いで「友人関係」「部活動での取り組み」がともに35.0%となっています。



「習い事」は小学生のみ、「部活動での取り組み」は中学生のみの設問

## 3. こども・若者の意見聴取からみた現状

### (1) 実施目的

本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、「令和7年はたちのつどい実行委員」「金津高校生（有志）」にインタビューを行いました。

また、福井県が、福井県こども・子育て応援計画策定のための資料とすることを目的として、県内のこども・若者から意見聴取を実施しており、あわら市民の意見を抜粋して記載します。

### (2) 調査概要

調査	調査対象者	調査期間	調査方法
①こども・若者計画策定におけるインタビュー調査	令和7年はたちのつどい実行委員	令和6年12月10日	インタビュー調査
	金津高校生（有志）	令和6年12月13日	インタビュー調査
②こども・若者からの意見聴取（県）	県内在住のこども・若者	令和6年6月14日	Webアンケート調査

### (3) 調査結果

調査	調査対象者	サンプル数
①こども・若者計画策定におけるインタビュー調査	令和7年はたちのつどい実行委員	8
	金津高校生（有志）	7
②こども・若者からの意見聴取（県）	小学生（あわら市内在住者のみ）	61
	中学生（あわら市内在住者のみ）	199
	高校生（あわら市内在住者のみ）	41
	若者（あわら市内在住者のみ）	10

## ① 本市が実施したインタビュー調査(一部抜粋)

### ① 令和7年はたちのつどい実行委員

ふるさと（地元）に愛着をもてるもの （場所、風景、行事、人など）	あわら市で「もっと良くなればいい」と思うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・湯かけまつり</li> <li>・特産品（越のルビーやとみつ金時など）</li> <li>・アイリスブリッジ（写真映えする）</li> <li>・あわら温泉</li> <li>・波松地区全体（まちおこしのイベント、海）</li> <li>・北潟湖</li> <li>・金津祭り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アフレア付近に食事ができるなど集まれる場所がもっとあると良い。</li> <li>・暗い（街灯が少ない、夜道が危ない）。暗いまちというイメージ。学生時代の登下校時不安に感じるがあった。</li> <li>・遊ぶ場所があると良い。中学生くらいまでしか遊べず、高校になれば市外に行かないと遊べない。</li> <li>・若い人が気軽に集まれる場所がほしい（おしゃれなカフェやファストフード店）。</li> <li>・公共交通機関を充実させてほしい。</li> </ul>
社会人になってからもあわら市に住み続けるために必要なこと	将来の夢、今後挑戦してみたいこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あわららしさ」が大事だと思う。</li> <li>・田舎感、帰ってきたらほっとすること。</li> <li>・ショッピングセンターやスポーツ観戦ができる場所がほしい。このような人が集まる場所があると住み続けても良いかなと思う。</li> <li>・ネット環境の充実。光回線が通っておらず、拡大予定のエリアにも含まれていないため、今後住み続けても環境が改善しないのではないかと不安。</li> <li>・社会人となっても、遊ぶところは必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・趣味を見つけて、その趣味を通していろんな人と関わりたい。</li> <li>・今は遺伝子の研究を頑張り、将来は研究を活かした仕事に就きたい。</li> <li>・起業したい。どこでするかは未定だが、あわらであれば、足湯と組み合わせたカフェをできたらと考えている。</li> <li>・自分の店（飲食店）を持ちたい。しかし、今のあわら市だと人が集まらないと思うので、経営面を考えるとあわら市での出店は不安に思う。</li> <li>・農商工連携で携わりたい。あわら市内であればフルーツライン沿いの畑での農業を考える。</li> <li>・あわら市に貢献できることをしたい。</li> <li>・色々なことに挑戦していきたい。</li> <li>・あわらが好きなので、あわらで就職したい。</li> </ul>

## ② 金津高校生(有志)

ふるさと（地元）に愛着をもてるもの （場所、風景、行事、人など）	あわら市で「もっと良くなればいい」と思うこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 北陸新幹線</li> <li>・ 金津祭り</li> <li>・ 湯かけまつり</li> <li>・ あわら温泉</li> <li>・ 田んぼ（田んぼと夕焼けのコントラスト）</li> <li>・ 田舎なところ （近所の人から野菜をもらえる、毎日挨拶のやり取りがある、静か、自然豊か）</li> <li>・ アフレア（電車の待ち時間を過ごせる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校帰りに集まれる場所があるといい。</li> <li>・ 学生とのコラボイベントがあれば良いと思う（高校生がしたいと思うことを大人がバックアップしてほしい）。</li> <li>・ 除雪をもっと早めにしてほしい（通学路、登校時が特に）。</li> <li>・ 学生が遊べる場所があると良い（徒歩圏内）。</li> <li>・ カフェやファストフード店など、気軽に集まれるところがあると良い。</li> <li>・ バスの便が少ない。充実させてほしい。</li> <li>・ 街灯が少なく暗い（通学路、大通りでも暗くて危ない）。</li> </ul>
社会人になってからもあわら市に住み続けるために必要なこと	将来の夢、今後挑戦してみたいこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若者の遊べる場所の整備</li> <li>・ イベント開催</li> <li>・ 果物を活かしたイベントや店の企画</li> <li>・ 魅力あるまちづくり</li> <li>・ 教育費の補助（小中学校は手厚い気がするが、高校生年代も充実させてほしい）</li> <li>・ あわらにしかないもの（特別なもの、体験など。イオンなどはどこにでもある）</li> <li>・ 狭いエリアでいろいろなことができると良い（店同士が遠く、移動が必須になっている）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あわら温泉を日本一愛される温泉にしたい。</li> <li>・ 公務員になって地域の活性化に取り組みたい。</li> <li>・ 教員になりたい。</li> <li>・ 建築を学んで都市計画に携わりたい</li> <li>・ 英語を活かした職業に就きたい。</li> <li>・ 観光系の仕事をしたい。地域と関わられるような仕事。地域があつてこそだと思っから。</li> <li>・ 美容師になりたい。マニュアルやルールに従う仕事よりも、自分で決定できる仕事が良い。</li> <li>・ 音響技師などの音楽関係に携わる仕事をしたい。</li> </ul>

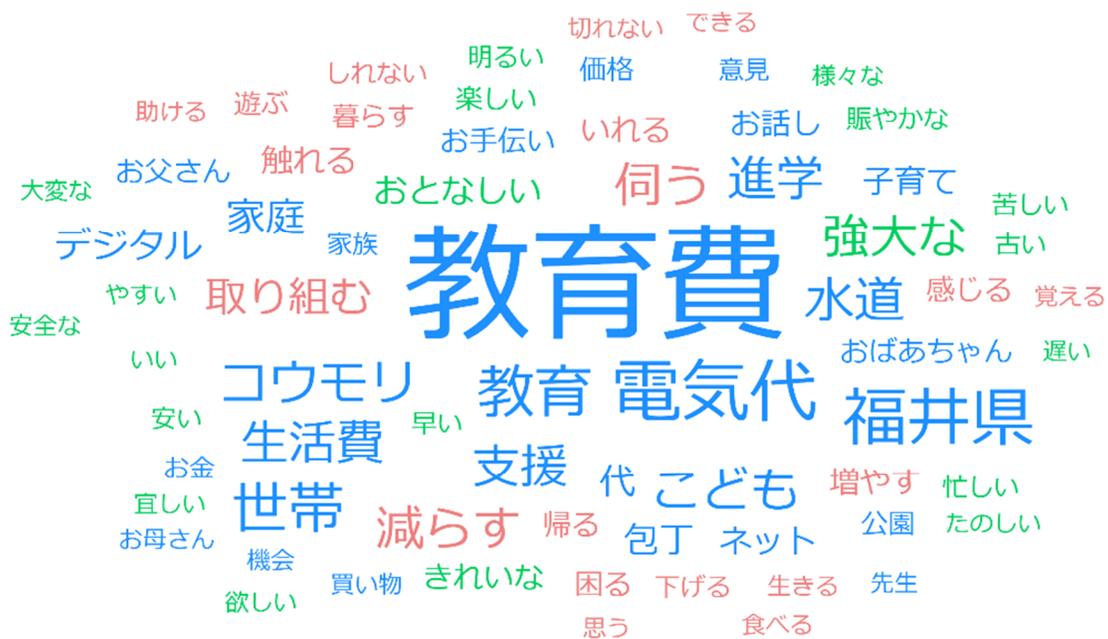
## ② 福井県が実施した意見聴取(あわら市在住分のみ、一部抜粋)

こども・若者からの意見聴取は、「家族のこと」「学校のこと」「社会のこと」の分野に分けて意見聴取を実施し、あわら市在住者の意見のみをテキストマイニング<sup>4</sup>で分析しました。

テキストマイニングでは、意見の中で単語の出現頻度が高いものほど、文字が大きく表されます。また、名詞が青色、動詞が赤色、形容詞が緑色と品詞ごとに色分けされています。

### ① 家庭のこと

家庭のことについてみると、「教育費」や「電気代」「生活費」等についての記述が多くあり、全体的に、教育や家計に関する意見が多かったと考えられます。



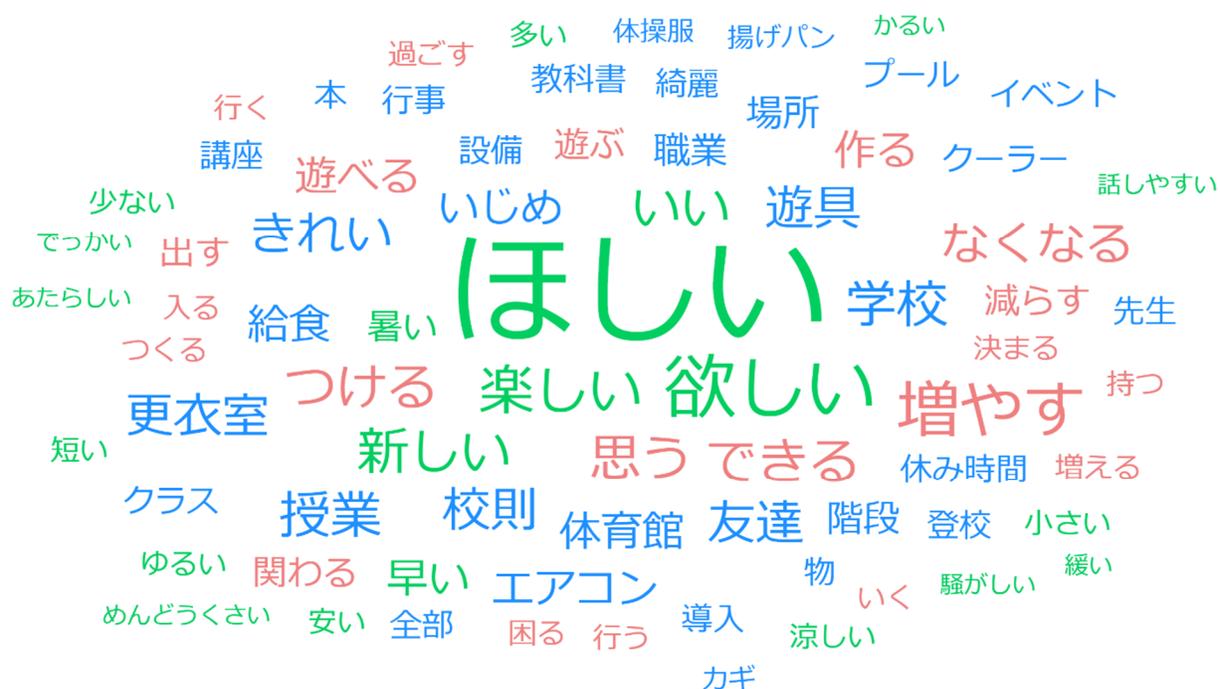
### ■主な意見

- ・ 家族といっしょにいれる時間がもう少しほしい。
  - ・ 教育費や生活費などに困っている家庭を支援してほしい。
  - ・ 大学に進学したいけど、お金の関係上進学が難しくなっている人たちへ進学の機会を与えるためのお金を支給して少しでもサポートしてほしい。
  - ・ 両親の仲が悪くならないようにするにはどう行動すればいいか教えてほしい。
  - ・ 教科書・給食費の無償化、学校用品の購入補助
- 他

<sup>4</sup> 自然言語処理を使ってテキストデータから有益な情報を抽出すること。

## ② 学校のこと

学校のことについてみると、「ほしい・欲しい」「増やす」や「遊具」「校則」「給食」等、全体的に学校生活の改善や設備の充実に関する意見が多かったと考えられます。



### ■主な意見

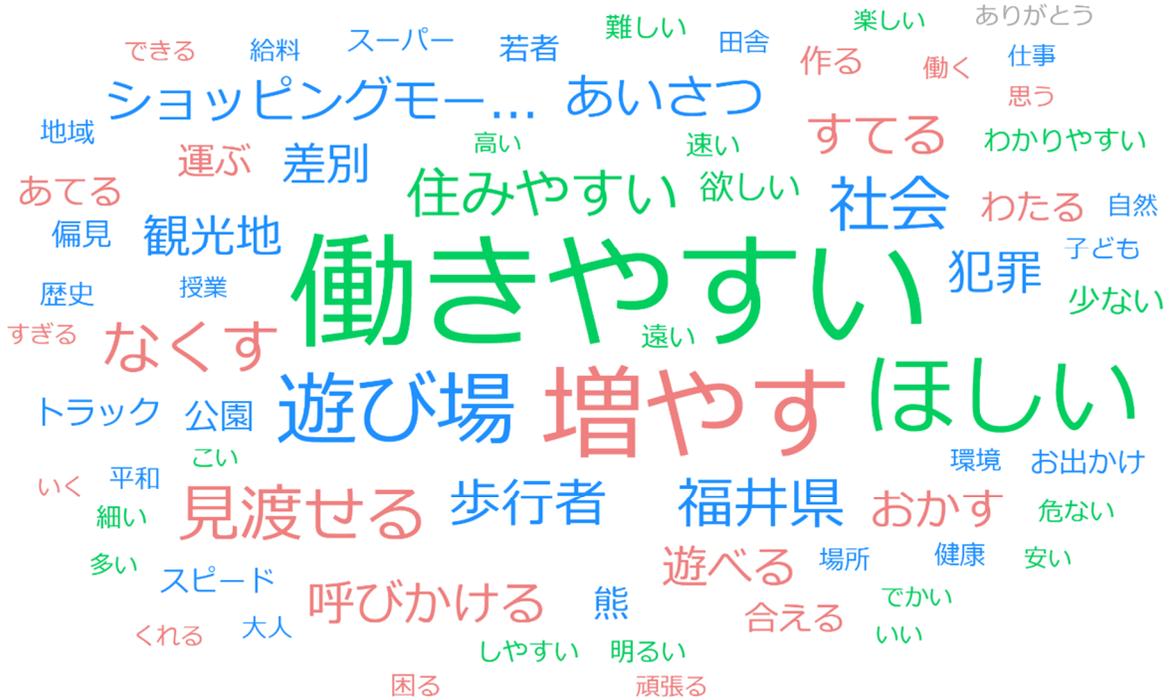
- ・ 更衣室をきれいに（新しく）してほしい。
- ・ いじめのない学校（いじめについての講座）
- ・ 夏のエアコンをつける時期を早くしてほしい。
- ・ 校則をゆるくしてほしい。自分の個性をもっと出したいから。
- ・ 将来が決まってない人たちのために将来を見据えた講座を学校で開いてほしい。
- ・ 目指す職業に必要な資格の授業をしてほしい。

他

### ③ 社会のこと

社会のことについてみると、「働きやすい」や「住みやすい」「増やす」等地域の魅力や改善点を表す言葉が目立ちました。また、「遊び場」や「観光地」「犯罪」等の社会的課題や住環境に関する言葉も目立ちました。

全体的に、地域の利便性の向上や安全性、魅力づくりに関する意見が多かったと考えられます。



#### ■主な意見

- ・誰もが働きやすい社会にしてほしい。
  - ・こどもから大人までが遊べるようなふれあいの場を作ってほしい。
  - ・集団登校の細い道を広くしてほしい。
  - ・犯罪のない社会
  - ・若者の遊び場を増やしてほしい。
  - ・学校以外に勉強できるスペースがほしい。
- 他

## 4. 現状と課題のまとめ

これまでの統計やアンケート、インタビューの結果とこども大綱を踏まえて、本市が取り組む課題を以下の4つにまとめました。

### (1) こども・若者の社会参画

#### <国の現状>

- こども基本法では、こども施策に関する基本理念の一つとして、こども・若者について、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会及び、多様な社会的活動に参画する機会の確保が必要とされています。
- こども大綱において、こどもや若者の社会参画を進めることは、『こども・若者の状況やニーズをよりの確に踏まえ、より実効性のある施策展開につながる』『こども・若者の自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる』とされています。

#### <あわら市の現状と課題>

- インタビュー調査の結果から、若者もあわら市の将来について考えや意見を持っているため、こども・若者の意見を聴く機会や意見表明の機会を充実させるとともに、意見を施策に反映していくことが必要です。
- 小中学校においては、1人1台のタブレット端末が配備されています。こどもたちが必要な情報に迅速にアクセスできるようになったことで、社会問題や地域課題についての理解促進に活用されることが期待できますが、正しい情報の見極めや情報の活用の仕方については、教育を行っていく必要があります。

### (2) こども・若者の可能性を応援する社会

#### <国の現状>

- こども・若者の将来の夢の実現に向けて、ICT<sup>5</sup>の有効活用や体験学習の充実、地域とともにある学校づくり等の多様な学びと体験の場の提供を推進する必要があります。
- 「こどもの居場所づくりに関する指針」では、すべてのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現することが理念として掲げられています。

#### <あわら市の現状と課題>

- アンケート調査によると、高校生の不安や悩みは「進学や就職・将来のこと」が最も多くなっています。また、意見聴取では、授業等における資格取得講座や将来を見据えた講座を希望しており、こども・若者の夢や希望を実現するための取組が求められています。

<sup>5</sup> Information and Communication Technologyの略で、情報通信技術のこと。

- インタビュー調査では、市内での就職や起業を希望している若者もいることから、市内企業の情報提供等、若者が市内で就職活動・就労しやすい環境を整えることが必要です。
- 近年は、スマートフォンやタブレット端末所持の低年齢化やインターネットの発達により、インターネット空間が子ども・若者の居場所として確立されており、アンケート調査では一定数の高校生から、インターネット空間が居場所となっていることがわかります。一方で、予期せぬインターネットトラブルが起こる可能性が高まるため、スマートフォンやSNS等の適切な利用に関する知識について啓発を行うことが重要です。

### (3) 困難を抱える子ども・若者や子育て家庭の支援

#### <国の現状>

- 令和4年6月に児童福祉法が改正され、虐待防止や18歳以上の若者に対する自立支援を充実させていくこととなっています。また、令和6年4月施行の改正障害者差別解消法を踏まえ、障がいと理由とする差別が発生することなく、合理的な配慮が行われる環境づくりに取り組む必要があります。

#### <あわら市の現状と課題>

- 令和5年度から福祉課内に福祉まるごと相談室が開設され、令和6年度から子育て支援課内に子ども家庭センター<sup>6</sup>が開設されました。子どもや困難を抱える家庭に関するあらゆる相談を受け付けていることを周知し、地域全体で子どもや困難を抱える家庭を見守る体制づくりや、意識の強化につなげていくことが必要です。
- 子どもの生活状況調査において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談割合は低くなっています。悩みを抱える子どもは各年代に見受けられるため、相談先としての役割について周知していく必要があります。
- 子ども・若者からの意見聴取では、高校生や子どもを持つ親を中心に教育費の支援についての意見が多くあり、経済的な理由で子ども・若者がやりたいことや学びを諦めることがないよう、支援を充実させていくことが必要です。

### (4) 地域全体で支える子育て支援

#### <国の現状>

- 令和6年の子ども・子育て支援法の改正では、児童手当の拡充や妊婦支援給付の創設等ライフステージを通じた、経済的支援の強化や共働き・共育での推進、子ども誰でも通園制度の創設等が盛り込まれています。
- 安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て当事者に寄り添い、子育てに対する不安を受け止め、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制を整備することが重要です。

<sup>6</sup> 妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。本市では、令和6年度より設置している。

## ＜あわら市の現状と課題＞

- こどもの数は減少傾向にあります。放課後子どもクラブの利用割合は高くなっています。また、アンケート調査から、小学校低学年の放課後の過ごし方について、放課後子どもクラブの利用希望が高くなっています。放課後にこどもが安心して過ごせる場所を提供するとともに、保護者も安心して就労できるよう、提供体制の確保が必要です。
- 子育てに関する相談先では、「祖父母等の親族」「友人や知人」が多くなっており、身近に相談できる人がいることがうかがえます。一方で、核家族世帯の増加から、孤立化する子育て家庭が増加することが考えられるため、子育て支援に関する情報の発信に取り組むとともに、保護者が気軽に相談しやすい体制を構築しておくことが重要です。
- 地域の子育て支援事業について、認知度は全体的にあるものの、利用希望では「該当なし」が最も高くなっています。既存の事業で利用したいものがない、利用したくても利用できなかった人等が含まれている可能性があるため、必要とする人が支援を受けられるよう、利用しやすい体制づくりに取り組むことが必要です。
- 25歳から49歳の女性の就業率は、8割前後で推移しているほか、母親のフルタイムへの転換希望が5割を超えていることから、保育サービスのニーズは今後も高まることが予想されます。一方で、子育て支援事業や保育サービスの維持・充実のためには、施設環境の整備や人材の確保等が必要です。

# 第3章 こども・若者計画未来ビジョン

## 1. めざす将来像（計画の基本理念）

本市では、これまで、子ども・子育て支援の基本的な考え方として「だれもが、住み、生み、育て、幸せを実感できるまち」を基本理念に掲げ、「第2期あわら市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、すべてのこどもの健やかな育ちと、妊娠・出産期からの切れ目のない支援の充実を社会全体で推進するための取組を実施してきました。

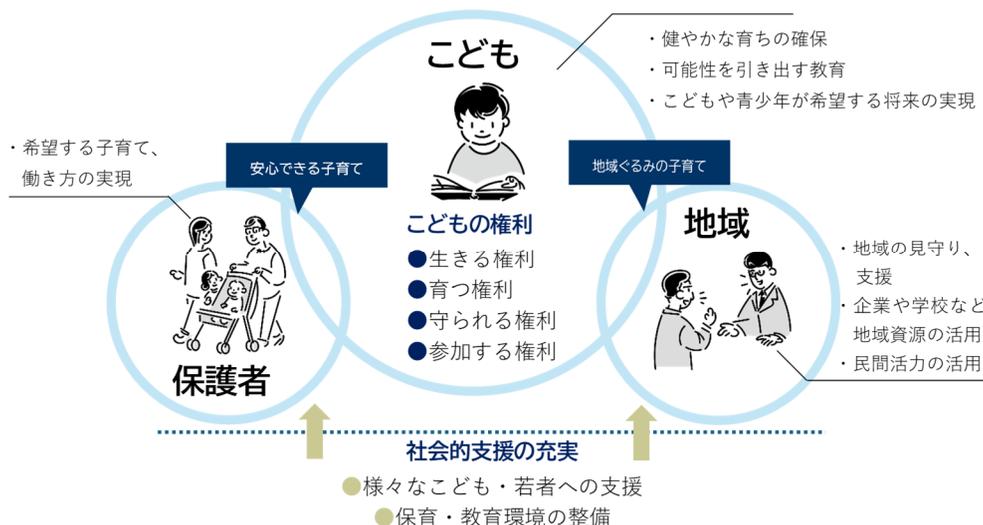
全国的に少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・多様化しています。そのような中で、こども大綱等に示されたように国では「こどもまんなか社会」をめざすことを掲げ、こども・若者等の当事者の目線も含みながら、一元的に支える方針を打ち出しました。

本市においても、こどもや若者にとって最善の利益を第一に考え、こども・若者が夢や目標を持ち、その夢や目標に向かって、主体的に行動し、実現をするためのサポートを地域全体で推進していく必要があります。

こうした背景を踏まえ、本計画においては、計画のめざす将来像を以下のように設定し、こども・若者施策に取り組んでいきます。

こども・若者が希望を持ち、みんなで  
夢を実現していくまち あわら

### ■こどもまんなか社会のイメージ



## 2. 基本目標

めざす将来像の実現のために、以下の基本目標を掲げて施策を推進します。

### 基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

こどもや若者がのびのびと成長し、自身の可能性を広げていけるように、すべてのこども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会ビジョンである「こどもまんなか社会」の実現をめざします。また、こども・若者の安全・安心を阻害するさまざまな事項に対し、予防対策や支援体制の強化を図ります。

### 基本目標2 こども・若者が自ら夢を持てる社会づくり

こども・若者が、人生を切り拓くための力をつけ、持続可能な社会の創り手となれるようさまざまな教育や体験の機会をつくります。また、若い世代が、将来の仕事や家庭を持つことに対して、明るい希望を持てるような社会づくりを進めます。

### 基本目標3 だれ一人取り残さない環境づくり

こどもの養育は家庭を基本とし、父母その他の保護者が責任を有します。虐待や貧困等の家庭での養育が困難な状況に置かれたこども・若者やその家庭に対し、個々の現状等にに応じたきめ細かな支援体制をつくります。また、障がい等のあるこども・若者や貧困に悩む家庭等、関係機関との協働が必要なときには連携し、適切な支援につなげます。

### 基本目標4 子育てに係る支援の充実

将来にわたる人格形成の基礎を培う教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が、安心して利用することができる相談支援体制を構築します。また、妊娠・出産・育児の期間は、それぞれ特有の悩みや不安を抱えやすい時期であるため、ライフステージを通じた切れ目のない支援を行い、親子の健康を確保します。

### 3. 施策体系

めざす将来像 (基本理念)	基本目標	基本施策
<p>こども・若者が希望を持ち、みんなで夢を実現していくまち あわら</p>	<p><b>基本目標 1</b> こどもまんなか社会 に向けた意識づくり</p>	<p>施策 1 こども・若者の意見や権利の保障</p> <hr/> <p>施策 2 こども・若者を見守り・支える地域づくり</p>
	<p><b>基本目標 2</b> こども・若者が自ら 夢を持てる社会づくり</p>	<p>施策 1 こども・若者が豊かな社会生活を実現するための支援</p> <hr/> <p>施策 2 豊かな学びを支える教育の充実</p> <hr/> <p>施策 3 こども・若者の居場所づくり</p>
	<p><b>基本目標 3</b> だれ一人取り残さない 環境づくり</p>	<p>施策 1 見守りが必要な家庭への支援の充実</p> <hr/> <p>施策 2 障がいや生きづらさを抱えるこども・若者の支援</p> <hr/> <p>施策 3 こども・若者の貧困対策</p>
	<p><b>基本目標 4</b> 子育てに係る支援の 充実</p>	<p>施策 1 子育て支援体制の充実</p> <hr/> <p>施策 2 多様な保育サービスの充実</p> <hr/> <p>施策 3 母子保健の推進</p> <hr/> <p>施策 4 子育てと仕事の両立支援</p>

# 第4章 施策の展開

## 基本目標1

### こどもまんなか社会に向けた意識づくり

#### 施策1 こども・若者の意見や権利の保障

##### 現 状

- 「子どもの権利条約」では、こどもが守られる対象であるだけでなく、ひとりの人間としてさまざまな権利を認めています。
- 令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策が推進されています。
- 本市では、令和6年度より市内の中学生を対象とした「子ども議会」が開催され、各分野において、こども・若者の意見を聴く機会を設けており、その声を事業に反映しています。
- 高校生へのアンケート調査からは、自分の意見を発表できる場がほしいというニーズがみられます。

##### 課 題

- こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができるように、あらゆる場面で「子どもの権利」を尊重するとともに、家庭での子育てを大切にしながら、地域全体でこども・若者を支えていくことが重要です。
- 「こどもまんなか社会」を推進するため、こども・若者が意見表明をできる機会のさらなる充実が必要です。

##### 施策の方向性

- 「子どもの権利条約」や「こども基本法」に基づく、「子どもの権利」についての理解促進や「こどもまんなか社会」の考え方の周知啓発を図ります。
- さまざまな機会を通じて、こども・若者が意見を表明できる環境をつくとともに、参加を促し、意見を十分に聴き、これからのまちづくりに反映します。

## 1 「こどもの権利」に関する社会機運の醸成

- 広報紙やホームページ等を通じて、「子どもの権利条約」や「こども基本法」の趣旨や内容について、理解を深めるための情報提供や啓発を行い、こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。
- 学校等において、こども・若者が自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱えるときに助けを求め、回復する方法を学べるよう、「こどもの権利」に関する理解促進や教育を推進します。
- 学校等の教育現場において、人権尊重の実践的な態度を育成する教育の充実に努めます。
- こども・若者を支援する立場である大人が、いじめや児童虐待等の「こどもの権利」侵害等に関する意識を高めることができるよう、情報提供や人権啓発活動を推進します。
- 国が定める人権週間（毎年 12/4～12/10）について、広報紙やホームページ等を通じて、市民に広く周知するとともに、図書館において、人権に関する本の特集を行い、人権について考えるきっかけをつくります。

## 2 こども・若者の意見を聴く機会の確保

- こども・若者が意見を自由に言えることを広く社会全体に周知します。
- 市内の中学生を対象とした「子ども議会」を引き続き開催していくとともに、各種計画策定時やこども・若者関連の施策立案時等において、若者を対象としたワークショップや市長との対話の機会等を設け、こども・若者の意見を聴く場の創出に努めます。
- こども・若者が気軽に市政に対して意見を表明できるよう、インターネットやアンケート等の活用を検討します。

## 3 こども・若者の社会参画の推進

- まちづくりや環境問題、防災、青少年健全育成活動等の広報・啓発活動に、こども・若者の参画を広く募り、こども・若者の視点を生かしたまちづくりに取り組みます。
- こども・若者が、日常生活や学校生活の中で感じていることを表明できる機会や、夢や希望等について考える機会を設けるなど、こども・若者が中心となった活動を企画・立案し、推進します。

## 施策2 こども・若者を見守り・支える地域づくり

### 現 状

- 全国的に、こども・若者が巻き込まれる事件・事故が後を絶たない状況です。
- 本市では、夜間の防犯パトロールやこどもの見守り活動等を行う「自主防犯組織」が地域で活動しています。
- スマートフォンの所持の低年齢化等により、こども・若者のインターネットやSNSの利用率は非常に高くなっています。全国的にみると、こども・若者のSNSに起因する事犯の被害者数は、令和5年で1,665人となっています。

### 課 題

- こども・若者自身が事件・事故に巻き込まれないよう、意識を高めるとともに、犯罪や事故が起こりにくい地域づくりが必要です。
- こども・若者のインターネットやSNSの利用に起因するいじめの発生や、犯罪の被害に遭うケースが懸念されます。

### 施策の方向性

- こども・若者が、安心して暮らせる地域環境づくりに取り組みます。
- 関係機関や地域と連携して、登下校中の安全確保やこども・若者の見守りの充実に取り組みます。
- 家庭や学校と連携し、インターネット・SNSに潜むリスク等についての意識啓発や、相手を思いやる気持ちの醸成に努めます。

## 1 こども・若者の安全確保のための活動の推進

- 交通安全教室や運転者講習会を実施し、交通安全に対する意識と啓発に努めます。
- 警察と連携し、防犯教室や防犯指導、防犯訓練を実施し、こども自身の防犯に対する意識の向上に取り組みます。
- 安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、歩行空間の確保に努めます。
- 登下校時においては、警察や地域の方々の協力を得ながら、子ども見守り活動を推進し、通学路の安全確保に努めます。
- あわら市通学路交通安全プログラムに基づき、定期的な通学路合同点検や必要対策箇所について、歩道整備や防護柵設置、交通安全教育等を実施し、地域や関係機関と連携した通学路の安全確保に取り組みます。
- 犯罪のない安全で安心して暮らせるまちをめざして、あわら市防犯隊による各種事業（地域巡回パトロール、イベント時の雑踏警備、防犯に関する広報等）を展開します。

## 2 情報リテラシー<sup>7</sup>教育等の推進

- インターネットを通じた犯罪や誹謗中傷等の被害を受けてしまうことや、加害者になってしまうことがないよう、こども・若者や保護者に対して、スマートフォンやSNS等の適切な利用に関する教育及び啓発を行います。
- 将来の自立した社会生活を見据え、社会科や家庭科等関連する教科において、金融教育に取り組みます。特に、こども・若者のインターネット等における消費者被害の未然防止を図るため、関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。
- 学校や家庭で、パソコン・タブレット端末の利活用をすることで、情報リテラシーの習得支援を行います。

<sup>7</sup> 大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のこと。

## 基本目標2

# こども・若者が自ら夢を持てる社会づくり

### 施策1 こども・若者が豊かな社会生活を実現するための支援

#### 現 状

- 「こども大綱」におけるこども施策に関する基本的な方針の中で、若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する支援を行うことが位置づけられています。
- こども・若者の意見聴取から、高校生の若者を中心に、就職に関する悩みや不安を抱えており、資格取得や就職に関する講座を開催してほしいとの声が挙がっています。
- 若者や子育て世帯では、就職や転勤、結婚等を機に市外に転出する傾向があります。

#### 課 題

- 未婚率は上昇しており、出会いの創出等結婚への支援が課題となっています。
- 初産の年齢は若くなっている傾向にあることから、家庭を持つことに対して前向きになるような働きかけをすることが必要です。
- 若者の早期離職の抑制や、キャリア形成の基盤となる職業能力を培うための支援が必要です。

#### 施策の方向性

- 若者が将来に希望を持って、自身の理想的なライフデザインを描くことができるよう、意識の啓発や結婚しやすい環境、子育て支援を推進します。
- 若者の早期離職を抑制するため、企業とのマッチングの支援や、離職しても早期に再就職ができるよう関係機関と連携し、キャリア形成の支援を推進します。
- 本市に住みたい、住み続けられる支援を推進します。

## 1 出会いから成婚までの支援

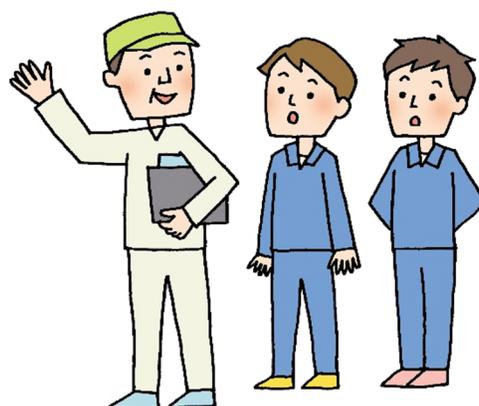
- 成婚につなげるために地域や「ふくい結婚応援企業」等と連携しながら婚活交流会を開催するとともに、スキルアップセミナーや成婚につながるフォローアップ等を実施します。
- AIを活用したマッチングシステムの活用等、時代のニーズに合った出会いの場を創出することにより、出会いから成婚まで切れ目ない支援を実施します。
- 若い世代に対し、結婚に伴う新生活に係る経済的負担の軽減を図るための支援金を給付し、希望する結婚・出産の実現を支援します。

## 2 若者等への就労支援

- 就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催等を行う公共職業安定所（ハローワーク）や県就職支援機関等と連携し、若者の就労を支援します。
- 市ホームページや、あわら市企業等魅力紹介ガイドブック「BRIDGE（ブリッジ）」を活用した、企業・就職に関する情報提供の充実に努めます。
- 中学校期におけるさまざまな職場での体験活動を推進することにより、児童生徒の「職業」や「仕事」への理解を深め、自らのライフデザインを描けるよう支援します。

## 3 移り住み、定着につながる支援

- 移住体験ツアーや空き家利活用等、移住者に対する各種支援を実施していきます。
- 関係機関との連携強化を図り、移住者受け入れ集落との調整や情報共有等を行い、移住定住を推進する体制を整備します。
- 若者の定住を促進するため、Uターンし就職する学生等を対象に、大学等卒業後の奨学金返還を支援します。



## 施策2 豊かな学びを支える教育の充実

### 現 状

- 本市では、毎年実施している「全国学力・学習状況調査」の正答率は、すべての教科において、小学生・中学生ともに概ね全国・県を上回っています。
- 少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化等を背景に、家庭・地域における教育力の低下や地域におけるこどもの学び、体験機会の減少がうかがえます。
- 本市では、全小中学校で家庭・地域・学校協議会（福井型コミュニティ・スクール）の開催を通して、「地域とともにある学校」づくりを進めています。
- 全国的にいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和5年度は過去最多となっています。本市が実施したこども・若者の意見聴取では、いじめ問題への関心が高くなっています。

### 課 題

- 児童生徒が、基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得できるよう、指導方法や指導体制を継続して工夫改善していく必要があります。
- 地域のつながりの希薄化や、こどもの体験の不足から、社会性や自主性、協調性等を高める機会の減少が懸念されています。
- 各学校の家庭・地域・学校協議会の優良事例を共有しながら、こどもの豊かな成長を支える学校運営のあり方を検討することが必要です。
- いじめ問題は、すべての学校・教職員が自らの問題として受け止めるべき課題であり、「どのこどもにも、どの学校においても起こり得る」ことを前提とした対策が必要です。

### 施策の方向性

- 確かな学力の育成に向けた学習環境づくりと、教師の資質向上に努めます。
- 体験学習やさまざまな行事への参加を通じて、こどもと地域の交流を促進し、ふるさとを愛する心を醸成します。
- 学校を地域づくりの核として、地域住民の参画や地域の特色を生かした事業を展開し、未来を担うこどもの育成を図ります。
- 家庭、学校、関係機関が連携し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に努めます。

## 1 学校教育の充実

- 児童生徒が主体性を持って学び続けることができるようにするため、課題に対して問題意識を持ち、主体的・対話的な学びを進めます。
- 基礎学力の定着を図るため、各教科における習熟度別・少人数指導の導入を検討し、児童生徒一人ひとりの学習状況に応じた指導を展開します。
- 教職員に向けたICT活用能力を高めるための研修を実施し、児童生徒のICTによる学びの質の向上に取り組みます。
- 校務支援システムの導入や生活支援員・学校運営支援員の配置、中学校部活動の地域移行等を展開し、教職員の心と体が健康な状態で、子どもたちの指導ができる環境づくりに取り組みます。

## 2 郷土に関する体験学習等ふるさと教育の充実

- 地域に伝わる伝承行事や祭り、文化財の保護活動等への参加を促進するとともに、子どもたちが地域の伝承文化について学び、地域への愛着を高めることができるような学習機会を充実させます。
- 地域の課題を発見し解決する学習を通して、ふるさとの今を知り、地域に貢献する気持ちを養います。

## 3 地域とともにある学校づくりの推進

- 各学校において家庭・地域・学校協議会（福井型コミュニティ・スクール）を設置し、学校、保護者、地域住民等の連携のもと、学校運営や子どもの健全育成における取組を行い、地域とともにある学校づくりを推進します。

## 4 いじめへの対応の充実

- 毎年、市内の各小中学校におけるいじめ防止基本方針の見直しを行います。
- 児童生徒の発達段階に応じて、いじめについて深く考え、一人ひとりの人権を尊重する道徳の授業を推進します。
- いじめが発生した場合には、速やかに対策委員会を開催し対応するとともに、各学校間で同様の事例の再発防止に向けた情報共有を図ります。

## 施策3 こども・若者の居場所づくり

### 現 状

- こどもが多様な活動や遊びに接することは、自己肯定感や主体性を高めることにつながるとされています。
- 全国的に不登校児童生徒は、年々増加傾向にある一方、コロナ禍を経て、オンラインによる授業や指導が普及しています。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所として、家や学校、職場以外の第三の居場所（サードプレイス）が重要とされており、はたちのつどい実行委員を対象としたインタビュー調査では、高校生以上の世代が遊ぶことや集まることができる場所がほしいとの意見がありました。

### 課 題

- こどもが自由にのびのびと遊ぶことや活動することができるよう、公園や広場の利便性・安全性の確保が必要です。
- 児童生徒一人ひとりの状況に応じ、きめ細かな相談や支援が必要です。
- こども・若者の多様なニーズに応じた、安心して過ごせる居場所の確保が必要です。

### 施策の方向性

- 地域における公園や広場等、楽しく、安全に遊べる環境づくりを推進します。
- 不登校を含むすべての児童生徒が安心して学び、交流できる機会の確保に努めます。
- 家庭や学校、職場以外にこども・若者が安心して過ごせる居場所として、友達と遊べる場所や、気軽に集まって過ごせる場所等を創出します。

## 1 遊べる環境づくり

- こどもたちが気軽に遊び、自然と親しみ、地域住民とふれあえる場として、市内各地区に設置されている公園や広場の活用を促進します。
- 公園の遊具の定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて整備・改修を行い、こどもたちが安心して遊べる環境整備に努めます。
- 「あわら市子どもの遊び場整備基本計画」に基づき、こどもたちが天候に関わらず楽しく遊び、子育て世代が交流できる場を提供します。
- 子育て支援センター等が、こどもや子育て中の保護者が安全に安心して過ごせる居場所となるよう、充実を図ります。

## 2 社会とつながる環境づくり

- 不登校は、どの児童生徒にも起こりうるという認識に立ち、児童生徒が「心の居場所」を実感できるよう配慮しながら指導を行います。
- スクールソーシャルワーカー<sup>8</sup>から問題を抱える児童生徒へ働きかけを行い、相談の場の提供や家庭訪問を実施するとともに、学校や保護者と連携した支援を進めます。
- 学校に行きづらくなったこどもたちの学校の外での居場所として、適応指導教室「いきいき教室」を設置することで、本人の主体的な活動を大切にしながら、仲間づくりや学習支援の充実を図り、こどもの自立や学校復帰をサポートします。
- 社会生活でさまざまな悩みを抱えているこども・若者に対して、個性や能力に合わせた居場所を提供し、自己肯定感や自己有用感を高め、社会参加や自立に向けたステップを歩めるよう支援します。

## 3 地域における居場所の確保

- こども食堂等のこども・若者の居場所づくり、子育て家庭の支援活動について、安定した運営が継続できるよう支援に努めます。
- 放課後子ども教室や公民館等の施設の開放等、今ある資源を活用して、こども・若者が集まれる場所や遊び場づくりに努めます。

<sup>8</sup> 問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

## 基本目標3

# だれ一人取り残さない環境づくり

## 施策1 見守りが必要な家庭への支援の充実

### 現 状

- 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、身近な相談相手や子育てを助けてくれる存在が近くにおらず、子育て家庭が孤立しやすい状況にあります。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査によると、こどもの育て方や接し方に不安や悩みを抱える保護者がみられ、相談相手がない人も一定数いることがうかがえます。
- 本市の令和5年度の児童虐待の相談件数は13件で、ここ数年は増減を繰り返しています。特に身体的虐待が最も多くなっています。
- 家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラー<sup>9</sup>の子ども・若者は、本来守られるべきこどもの権利を侵害されている可能性があります。

### 課 題

- 子育て中の親が悩みや不安を抱えたときに、身近な地域において、気軽に相談や支援を受けられることができる体制の構築が必要です。
- 虐待に気づいた際、または、子ども・若者自身が相談や通報することができるところの周知が必要です。
- ヤングケアラーは、本人や家族に自覚がないことで顕在化しづらくなる場合もあるため、学校や地域等の身近なところで気をつけながら、支援につなげていくことが必要です。

### 施策の方向性

- こども家庭センターや地域のネットワークで連携を図り、子育てに困難を抱える家庭への包括的な支援体制の整備に努めます。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげることができる体制づくりに努めます。
- 関係者や周囲の大人等が、子ども・若者の「声なき声」や変化に気づき、見守り支える体制づくりや、子ども・若者が安心してSOSを発信できる環境づくりを推進します。

<sup>9</sup> 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

## 1 こどもを守る支援体制の整備・充実

- 地域、福祉、医療、教育、警察等の関係機関による要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童及びその保護者、また特定妊婦<sup>10</sup>等への支援を総合的に行い、児童虐待の未然防止と早期対策に努めます。
- こども家庭センターを中心として、園・学校、関係団体、要保護児童対策地域協議会等と連携し、子育てに困難を抱える家庭を早期に支援につなげる体制の強化を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応が図れるよう、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど、虐待防止に係る啓発活動を実施するとともに、市民・関係機関向けに研修の機会を提供します。
- こども家庭センターや母子保健事業による健診や訪問、相談事業等さまざまな形で相談体制を整備し、実施します。
- こども・若者に関わる各機関が意識啓発、専門知識の向上に努め、連携を強化することで、児童虐待防止に取り組んでいきます。
- 学校での児童生徒の日常の様子や保育機関、福祉施設、地域からの情報を基に、こどもの虐待を未然に防ぎ、関係機関との連携を迅速かつ適切に行います。
- 関係機関や関係部署と連携し、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者とこどもの保護による安全確保や自立に向けた支援を行います。
- こども家庭センターとスクールソーシャルワーカーが連携し、児童生徒や保護者との連絡、相談支援を実施するなど、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行います。

## 2 ヤングケアラーへの支援

- こども・若者へのヤングケアラーの認知を高めるとともに、助けを求めやすい環境づくりに努めます。
- 福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。
- こども家庭センターにおいて、ヤングケアラーに関する情報共有と関係機関を含めた連携支援を行います。

<sup>10</sup> 出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

## 施策2 障がいや生きづらさを抱えるこども・若者の支援

### 現 状

- 本市では、40歳未満の障がいのある人が増加傾向にあります。
- 令和6年度から、事業者や学校による合理的配慮<sup>11</sup>の提供が義務化され、配慮の申し出があった際には、事業者や学校側の負担にならない範囲で、障壁を取り除く行動が求められます。
- 本市では、乳幼児健診等を通じた障がいの早期発見から、早期療養につながるための相談や支援に取り組むとともに、必要とするこども・若者に対して、障害福祉サービスを提供しています。
- 国が実施した令和4年度「こども・若者の意識と生活に関する調査」において、ひきこもり状態にある人は、15～39歳の2.05%が該当するとされており、平成28年度調査より増加しています。
- 本市では、義務教育卒業や高校中退後のこども・若者の状況について、把握が難しく、ひきこもり等の実態が十分に把握できていません。

### 課 題

- 障がいの有無に関わらず、子育て家庭の支援や、こどもの「社会を生き抜く力」を育む環境づくりに向けた保育・教育環境の確保が必要です。
- すべてのこども・若者が平等に生活し、活躍できる機会を確保するために、合理的配慮について理解を深めることが必要です。
- 障がいのあるこども・若者の自立を支援していくためには、関係機関との連携による発達支援や相談支援が必要です。
- 本市におけるひきこもり等の実態や、必要とする支援ニーズの把握が必要です。

### 施策の方向性

- 年齢や特性等を踏まえた支援が受けられるよう、多様な学びの場の確保に努めるとともに、障がいの有無に関わらず交流できるインクルーシブ保育・教育<sup>12</sup>を推進します。
- 合理的配慮について、地域における理解を促進するとともに、学校や事業所において、合理的配慮の実践を推進します。
- 障がいのあるこども・若者が、身近な地域で安心して生活を続けるため、在宅サービスや放課後支援の充実を図るなど、年齢や特性等を踏まえた十分な支援やサービスが受けられるよう、きめ細かな支援に取り組みます。
- こども家庭センターや福祉まるごと相談室等関係機関と連携し、ひきこもり状態にあるこども・若者や家族を対象とした相談支援や自立支援を推進します。
- こども・若者が、義務教育卒業後も切れ目ない支援を受けられるよう、だれもが利用できる相談体制の充実を図ります。

<sup>11</sup> 障がいのある人が社会生活を送る上で生じる障壁を取り除き、障がいの有無に関わらず平等な生活を送ることを目的として行われる配慮のこと。

<sup>12</sup> 障がいのある者と障がいのない者がともに学ぶ仕組みで、共生社会の形成に向けた教育制度のこと。

## 1 障がい児等の教育・保育環境の充実

- 障がいのあるこどもやその保護者等に対する日常の教育相談・就学相談活動の充実に努めるとともに、障がいについての正しい理解と認識を持つための活動を行います。
- 一人ひとりの障がいの状況や個性、能力に応じた保育を受けることができるよう、保育カウンセラーによる専門的な支援を行い、保育内容の充実に努めます。
- 就学前には、各関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添った移行支援を行います。
- すべての児童生徒がともに教育を受けることを原則とするインクルーシブ教育の実現に向け、学校全体の障がい者に対する理解の促進、支援方法の研修等に努めるとともに、教材の工夫やバリアフリー化等基礎的な環境整備を図ります。
- 医療的ケア児<sup>13</sup>が、地域において必要な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉等の各関係機関の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターを配置し、途切れない支援体制を構築します。

## 2 合理的配慮の推進

- すべてのこども・若者が、障がいの有無に関係なく平等に社会生活を送れるよう、必要かつ適切な配慮の提供に努めます。
- 配慮が必要な人を対象に、ハローワークや関係機関等と連携し、就職に際して必要な助言及び支援を行います。

## 3 福祉サービス事業所とのネットワークの構築

- 放課後等デイサービス<sup>14</sup>において、就学している障がいのあるこどもに対し、授業終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な支援や社会交流を促進する活動等を行い、地域とのつながりづくりを進めます。
- 坂井地区内に1か所設置している児童発達支援センターにおいて、保育所等訪問支援を行っており、引き続き支援体制の確保に努めます。

## 4 こども・若者のひきこもり支援

- ひきこもりの状態の人に対して、家庭の情報の集約や訪問支援、長期的サポートを行うための相談支援を実施します。
- 福祉まるごと相談室において、ひきこもり等の状態にあるこども・若者やその家族、関係者からの相談を受け、生活や仕事の自立支援を行います。
- こども家庭センターにおいて、関係機関と連携して切れ目ない支援を行い、ひきこもり予防に努めます。
- こころの健康に関する相談を必要とする人に対し、必要な支援や医療につなげるなど、関係機関と連携した支援を行います。
- 本市の自殺対策計画に基づき、こども・若者への支援を図り、いのちを支える自殺対策を推進します。

<sup>13</sup> 日常生活及び社会的生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童のこと。

<sup>14</sup> 障がいのある児童生徒に対し、授業の終了後または休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等を行う通所施設のこと。

## 施策3 こども・若者の貧困対策

### 現 状

- 子ども・子育て支援ニーズ調査によると、1割の保護者が子育てにお金がかかりすぎると回答しているとともに、高校生の意見として、大学進学や教育費に関する支援を求める意見が挙がっています。
- 本市では、ひとり親家庭を対象とした経済的支援や日常生活支援の実施、保護者の就労に伴う悩みについての相談も行っています。
- 令和6年にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが行った子どもの貧困に関する意識調査では、日本におけるこどもの貧困の実態についての認知度が、前回調査（令和元年）よりも大幅に低下しています。

### 課 題

- 経済的な理由により、こどもが十分な教育を受けられないということや、進学・就職を諦めるということがないようにするための取組が必要です。
- ひとり親家庭は、心身ともに大きな負担を抱えることが少なくないことから、経済的支援だけでなく、育児相談や情報提供等、さまざまな支援を充実していくことが必要です。
- こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康や多様な生活経験、進学の実機等、さまざまな側面に影響を及ぼし、次の世代への「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。

### 施策の方向性

- 就業環境の整備や各種手当の支給による経済的支援を行うとともに、必要とするこども・若者が支援に確実につながるような体制づくりを進めます。
- ひとり親家庭を対象とした経済的支援を行うとともに、保護者の就労支援や自立支援等に努めます。
- こどもの貧困についての情報発信に努めるとともに、貧困等の課題を抱えるこども・若者が必要な支援につながるよう、相談体制や情報発信の充実を図ります。

## 1 経済的自立や就労につながる支援の充実

- 経済的な理由により就学に困難を抱える家庭を対象に、小中学校の学用品費の一部、学校給食費等の援助を行います。
- 家計を理由に、こどもが自分のやりたいことや学びたいことを我慢することがないように、あわら市ひとり親家庭習い事支援事業の充実を図ります。
- 社会福祉協議会との連携のもと、家計に課題を抱えている方に対し、家計改善支援員が支援プランを作成し、経済的自立を図れるよう支援します。
- ひとり親家庭を対象に、公共職業安定所（ハローワーク）や福井県母子家庭等就業・自立支援センターと連携して、就業までのサポートを行います。

## 2 自立に向けた関係機関との連携強化

- 経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。
- 各種事業の委託機関との連携を強化し、生活困窮者を対象とした自立相談支援事業や、経済的に余裕のない小中高生を対象とした学習支援事業の充実を図ります。

## 3 こどもの貧困に対する社会の理解促進

- 国等のリーフレットや市公式SNS等を活用して、こどもの貧困の現状を広く情報発信することで、こどもの貧困に対する社会の理解を促進します。



## 基本目標4

# 子育てに係る支援の充実

## 施策1 子育て支援体制の充実

### 現 状

- 本市では、こども家庭センター・子育て支援センターを中心に、子育てに関連する各部署や地域の関係機関等が連携しながら、子育て支援体制づくりや情報発信に努めています。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査によると、子育てに関する相談先は、親族や友人・知人がほとんどである一方で、市の子育て支援施設の利用は1割未満となっています。
- インターネットやSNS等を通じて、子育てに関する多様な情報が簡単に得られるようになっている一方、アンケート調査によると、子育てに関する市の事業の認知度は低くなっています。
- 国や県の施策に合わせ、子育て世帯を対象に、各種手当や給付金等の経済的支援を行っています。また、多子世帯やひとり親世帯等には、さまざまな子育てサービスの利用料軽減や市独自の医療費助成、給食費助成等も行っています。

### 課 題

- 少子化や共働き家庭の増加、働き方の多様化により、子育て家庭が抱える課題は複雑化する中、生まれる前から乳幼児期、学童期まで安心して子育てができるよう切れ目のない支援が必要です。
- 子育てに関する相談をできる相手がない人や必要とする人に、市の子育てに関する情報や支援を得られるようにする工夫が必要です。
- 国の動向等を踏まえながら、継続的に経済的支援を行う必要があります。

### 施策の方向性

- こども家庭センター・子育て支援センターを中心に関係機関との連携を強化し、子育てに関する包括的な支援体制の強化を図ります。
- 地域における身近な相談支援体制について、機能の充実に努めるとともに、気軽に相談できるような取組を推進します。
- 市の広報紙やホームページ、SNS等を活用しながら、子育て情報の提供に努めます。
- 社会情勢等を考慮しながら、必要な経済的支援を実施し、負担軽減に努めます。

## 1 子育て支援施設の整備と充実

- 令和6年4月にこども家庭センターを設置しました。母子保健機能と児童福祉機能の両機能の連携・協働を深め、切れ目のない支援を行います。
- 子育て支援センターにおいて、乳幼児を中心としたこどもと保護者が気軽に集い交流できる、安全・安心で快適な施設づくりに努めます。また、公共施設等で親子が交流し、子育ての悩みを気軽に相談できる場等、子育て支援の機能強化を図ります。

## 2 相談支援体制の整備と充実

- こども家庭センターでは、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象とした総合的な相談窓口としての機能を充実させていきます。
- 子育て支援センターでは、子育てに関する相談や子育てサークルへの支援、ニーズに応じた講座の開催等を通じ、子育て家庭の育児不安の解消に努めます。また開設時間や職員体制の調整等、気軽に利用しやすい体制整備に努めます。
- 望ましい家庭環境やこどもへの接し方等、こどもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供します。
- 専用アプリを通して、妊娠中や産後の悩み、こどもの健康等について無料で小児科医や産婦人科医、助産師に相談できるサービスを実施します。

## 3 子育てに関する情報提供

- ライフステージに応じた子育て支援サービスがわかる「あわらっこ子育て応援ガイド」を子育て支援施設に設置し、健診時や相談訪問時に配布して啓発に努めます。
- 市の広報紙やホームページ等により、健康診査や予防接種の日程等の情報掲示を行います。
- 市の広報紙や各学校・園のホームページにおいて、教育委員会の施策及び各学校・園の教育方針や、学校行事等の日常の実践を積極的に発信します。
- 望ましい家庭環境やこどもへの接し方等、こどもたちに有効な子育て方法を学ぶ機会を提供するとともに、学んだことを実践できる環境づくりに努めます。

## 4 子育て世帯への経済的支援

- 児童手当や妊娠時・出産時の給付金、あわらっこファーストバースデーお祝金等、節目ごとに切れ目なく支給します。
- 認定こども園等の利用者負担額（保育料・副食費）をはじめ、一時預かり保育、放課後子どもクラブ、病児保育等の利用料について、多子世帯等世帯の状況に応じて軽減します。
- 学校給食費の助成や18歳までのこども医療費の助成、スクールバスの無料化など学童期においても支援を実施します。

## 施策2 多様な保育サービスの充実

### 現 状

- 本市では、女性の就業率の高さや、アンケート調査による母親のフルタイムへの転換希望の割合の多さから、保育サービスや多様な子育て支援を必要とする家庭が増加していることがうかがえます。
- 保育ニーズの高まりと「こども誰でも通園制度<sup>15</sup>」の制度化等に伴う保育の受け皿拡大に向け、国では保育人材の確保のための総合的な対策に取り組んでいます。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査によると、放課後子どもクラブの利用希望が低学年・高学年ともに高くなっています。

### 課 題

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、地域の実情に合わせた保育体制づくりが必要です。
- こどもを安心して預けることができるよう、安全で快適な保育環境や保育人材の確保が必要です。
- 放課後子どもクラブの安定的な運営を継続するため、サービスの質の向上を図るとともに、利用児童数の状況を踏まえた計画的な整備等を検討していくことが必要です。

### 施策の方向性

- さまざまな就労形態や働き方に対応することができる、保育サービスの充実に努めます。
- 多様な保育ニーズに対応するため、保育人材の確保を促進するとともに、保育士等が働きやすい職場に向けた労働環境の整備等、職場への定着を図ります。
- 希望するすべてのこどもが放課後子どもクラブを利用できるよう、受け皿確保とサービスの質の向上を図ります。

<sup>15</sup> 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、保護者の就労の有無や理由を問わず、保育施設において、未就学児を月一定時間の利用可能枠の中で預けられる制度のこと。試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられているが、令和8年度以降は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられる。

## 1 多様化する保育ニーズへの対応

- 保育を通して、こどもたちが基本的な生活習慣や豊かな心を養うことができるよう、保育内容の充実を図ります。
- 子ども・子育て支援法に基づく、地域子ども・子育て支援事業を推進し、保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの提供を行います。

## 2 子育て関連施設の環境整備

- 認定こども園等における施設の老朽化対策や、保育環境向上に係る整備に努めます。
- 保育士等の保育に関する担い手を確保するため、保育士に対しての処遇改善や働きやすい環境の整備に努め、安定的な運営を図ります。

## 3 放課後子どもクラブの安定的な運営・充実

- すべてのこどもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、放課後子どもクラブの受け皿確保と環境の整備に努めます。
- 基本的な生活習慣や他のこどもとの交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」として、こどもの自主性と社会性を育む運営に努めます。
- 児童が衛生的な環境において、健やかに過ごせる施設とするため、必要に応じて放課後子どもクラブの設備及び施設の改修を行います。



## 施策3 母子保健の推進

### 現 状

- 本市では、こども家庭センターにおいて、すべての妊産婦に対して面談を行い、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行っています。
- 母子の健康づくりや管理のための健診や予防接種、小児救急体制等を整えています。
- 近年、若い男女が将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合う「プレコンセプションケア<sup>16</sup>」が注目されています。
- 全国的な結婚年齢の上昇や不妊治療の普及等を背景に、不妊治療を受ける夫婦が増加しています。

### 課 題

- 若年層や精神的な問題を抱える特定妊婦等も含めたすべての人が、安心して出産・子育てができ、寄り添った支援が継続できるよう専門職の確保や体制づくりが必要です。
- 母子の健康保持のために、必要な体制を広域的に整えていく必要があります。
- 男女ともに将来の結婚、妊娠、子育てを見据え、若い時期からの健康増進や、ライフプランについて考えることの重要性を啓発していくことが必要です。
- 不妊治療等は、精神的・身体的・経済的負担が大きく、また、仕事との両立が難しいケースも多いため、周囲の理解やサポートが不可欠です。

### 施策の方向性

- 引き続き妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行い、安心してこどもを産み育てることができる環境を整えます。
- こども家庭センターを中心に、妊娠前からの健康増進や妊娠を見据えたパートナー・家族間での健康の向き合い方の啓発を行います。
- 不妊症や不育症に悩む夫婦に対し、相談や治療費用の助成等を行います。

<sup>16</sup> 男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、若い頃から健康管理を行うよう促すこと。

## 1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

- すべての妊産婦に対して、妊娠届出時から節目ごとに面談を行い、妊産婦が抱える妊娠・出産・子育てに関する悩み等について伴走して相談や支援を行います。必要に応じて、妊娠期から子育て期にわたる応援プランの作成や、ニーズに応じたサービスの案内、相談支援等につなげ、妊産婦の悩みや不安、孤立感の解消を図ります。
- 妊娠期から産婦人科や小児科等の医療機関と連携し、不安を抱えている、または、支援を要する母子に対して、保健師や助産師等の専門職に相談や支援ができる体制づくりを行います。
- 「あわらっこ子育て応援ガイド」を活用し、市の子育て支援事業の制度についての周知を図ります。
- 休日や夜間における急病に対して、迅速に医療サービスを提供できるように、県や医療機関等と連携し、小児救急医療体制の整備と充実を図ります。
- 妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種については、広域的な体制を整備し、病気の早期発見や予防に努めます。

## 2 プレコンセプションケアの推進

- 若いうちから、妊娠・出産や自身の健康に関する正しい知識を持つこと、パートナー・家族間で将来のライフプランを考えることの重要性について啓発を行います。

## 3 不妊症・不育症への相談支援の推進

- 県と連携し、相談窓口で医学的・専門的な相談や、経験者によるピアサポート活動等の支援を行います。
- 不妊治療を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、治療に係る費用の一部を助成します。



## 施策4 子育てと仕事の両立支援

### 現 状

- 令和4年10月から産後パパ育休（出生時育児休業）の制度が開始され、父親が最長4週間の育児休業（以下、「育休」という。）を取得できるようになり、全国では、令和5年度に約3割の父親が育休を取得しました。
- 子ども・子育て支援ニーズ調査によると、「仕事と子育ての両立が難しい」や「家族の協力が得られない」といった悩みや不安がみられます。
- 令和2年の本市の女性の就業率は、一般的に出産・子育てにより一時的に就業率が低くなる30歳代で減少傾向にあるものの、8割以上の女性が働いており、子ども・子育て支援ニーズ調査では、パート・アルバイト等で働く母親のフルタイムへの転換希望は5割を超えています。

### 課 題

- 男性が育休を取得しやすい職場環境づくりだけでなく、女性に育児負担が偏らないよう男性の育児参画を積極的に推進していくことが必要です。
- 夫婦共働き世帯が多くなっているとともに、就業形態も多様化していることから、希望するバランスで仕事と子育てを両立できる環境づくり、意識づくりが必要です。

### 施策の方向性

- 父母ともに、子育てやこどもの時間を確保できるよう、仕事と子育ての両立や父親の育児参加の促進等、事業者、就業者両方への啓発に取り組みます。
- 仕事と子育てを両立することができる家庭、地域、職場の環境づくりや、父母が協力して子育てを行うための意識づくりを進めます。

## 1 子育てをしやすい職場環境づくりの啓発

- 事業者に対して、育児休業制度の導入と利用促進、労働時間の短縮等の啓発を図るとともに、職場の従業員にも子育て支援の重要性についての意識啓発を行うなど、仕事と子育てが両立できる雇用環境づくりへの理解・協力を求めています。
- 子育ての応援に積極的な企業や女性の活躍推進に優れた企業等の取組を、市の広報紙やホームページ等で発信し、仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを推進します。
- 育休等の各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入等について、ホームページ等で発信するなどの啓発を行います。

## 2 労働者の職業生活と家庭生活との両立の推進

- 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現のための働き方の見直しや、仕事と子育ての両立のために、関係機関と連携し、地域住民や事業者への啓発に努めます。
- 父親の育休取得の推進や家事、介護への参画を啓発します。

## 3 男女共同参画の意識啓発と促進

- 国が定める男女共同参画週間（毎年6/23～6/29）について、広報紙等を通じて、市民に広く周知します。
- 家庭、地域、職場での男女の固定的な役割分担意識を是正するための啓発に努めるとともに、父親に対して、子育て支援センターが行う「パパ応援デー」にて父親講座への参加を呼びかけ、子育てへの参加を促します。
- 男女ともに職業生活重視の考えを改め、家庭生活や地域生活に積極的に参加していくための意識啓発に努めます。
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るために、事業主への啓発活動を行います。



## 「こども大綱」との対応表

こども大綱が示す「こども施策に関する重要事項」に基づく、本市の主な取組・事業内容は以下の通りです。

### ① ライフステージを通じた重要事項

こども大綱における重要事項	基本目標と施策	主な取組・事業
○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1-1	こどもの権利の普及啓発、子どもの人権110番の周知等
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	1-2 2-3	子どもの遊び場整備事業 等
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	4-3	乳幼児健康診査、こあらっこ相談、予防接種事業、小児医療支援事業 等
○こどもの貧困対策	3-1 3-3	スクールソーシャルワーカー活用事業、要保護児童対策事業、こどもを取り巻く課題に関する理解促進の取組
○障害児支援・医療的ケア児等への支援	3-2	医療的ケア児等コーディネート連絡会、理解促進研修・啓発事業、放課後等デイサービス 等
○児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援	3-1	児童虐待に対する意識啓発、ヤングケアラーへの支援の推進、利用者支援事業 等
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	1-2	少年愛護センター相談事業、自殺対策の推進、地域社会の安全と平穩の促進 等

### ② ライフステージ別の重要事項

こども大綱におけるライフステージ区分	基本目標と施策	主な取組・事業
○こども誕生前から幼児期まで	3-1 3-2 4-1 4-2 4-3	新生児訪問、産後ケア事業、乳幼児健康診査、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、ママパパ教室、保育カウンセラー配置事業 等
○学童期・思春期	1-1 1-2 2-1 2-2 2-3 4-2	学習支援教室、放課後子どもクラブ、こころの相談、ひきこもり等相談、適応指導教室（いきいき教室）、いじめ対策の推進、学力向上事業、居場所づくり 等
○青年期	2-1 2-3	結婚新生活支援事業補助金、市民相談事業、就職支援事業

### ③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

こども大綱における重要事項	基本目標と施策	主な取組・事業
○子育てや教育に関する経済的負担の軽減	3-3	児童手当の支給、就学援助制度、こども医療費助成、インフルエンザ予防接種費用助成 等
○地域子育て支援、家庭教育支援	4-1 4-2 4-3	一時預かり事業、家庭教育支援、子育て支援センター事業、多子世帯への利用料の減免 等
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	4-4	男女共同参画推進事業、パパ応援デー、各種制度の周知等
○ひとり親家庭への支援	3-3	児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、就業巡回相談 等

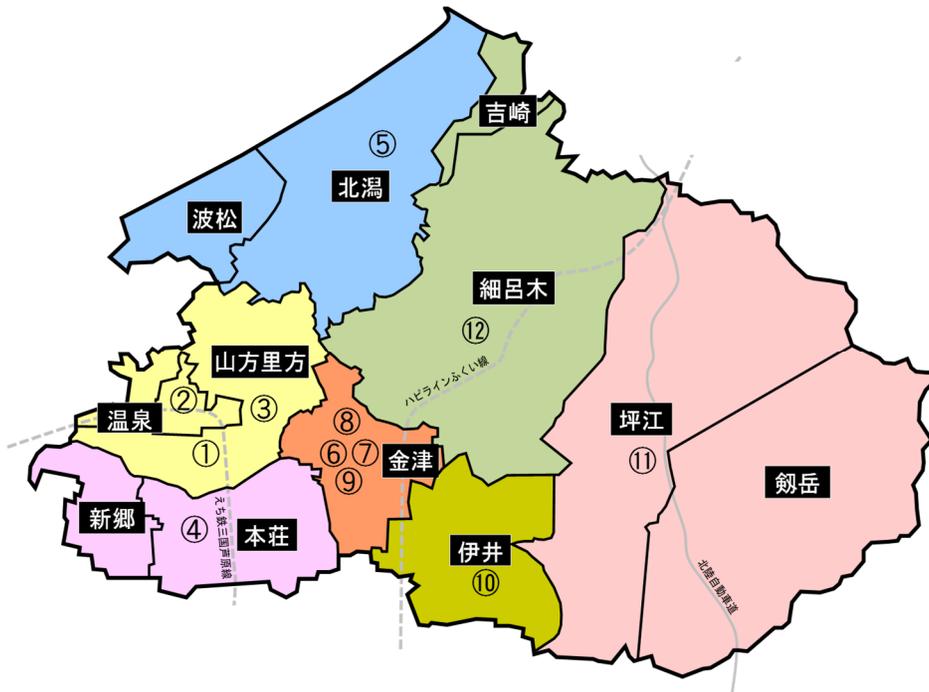
# 第5章 教育・保育事業、子ども・子育て支援事業の見込み

## 1. 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

第2期子ども・子育て支援事業計画においては、市内7か所を提供区域としていましたが、教育・保育提供区域を広く設定することで、需給調整の柔軟性が高くなり、安定した教育・保育を提供できることから、本計画においては、教育・保育提供区域を市内1区域とします。

【教育・保育提供区域（市内1区域）】



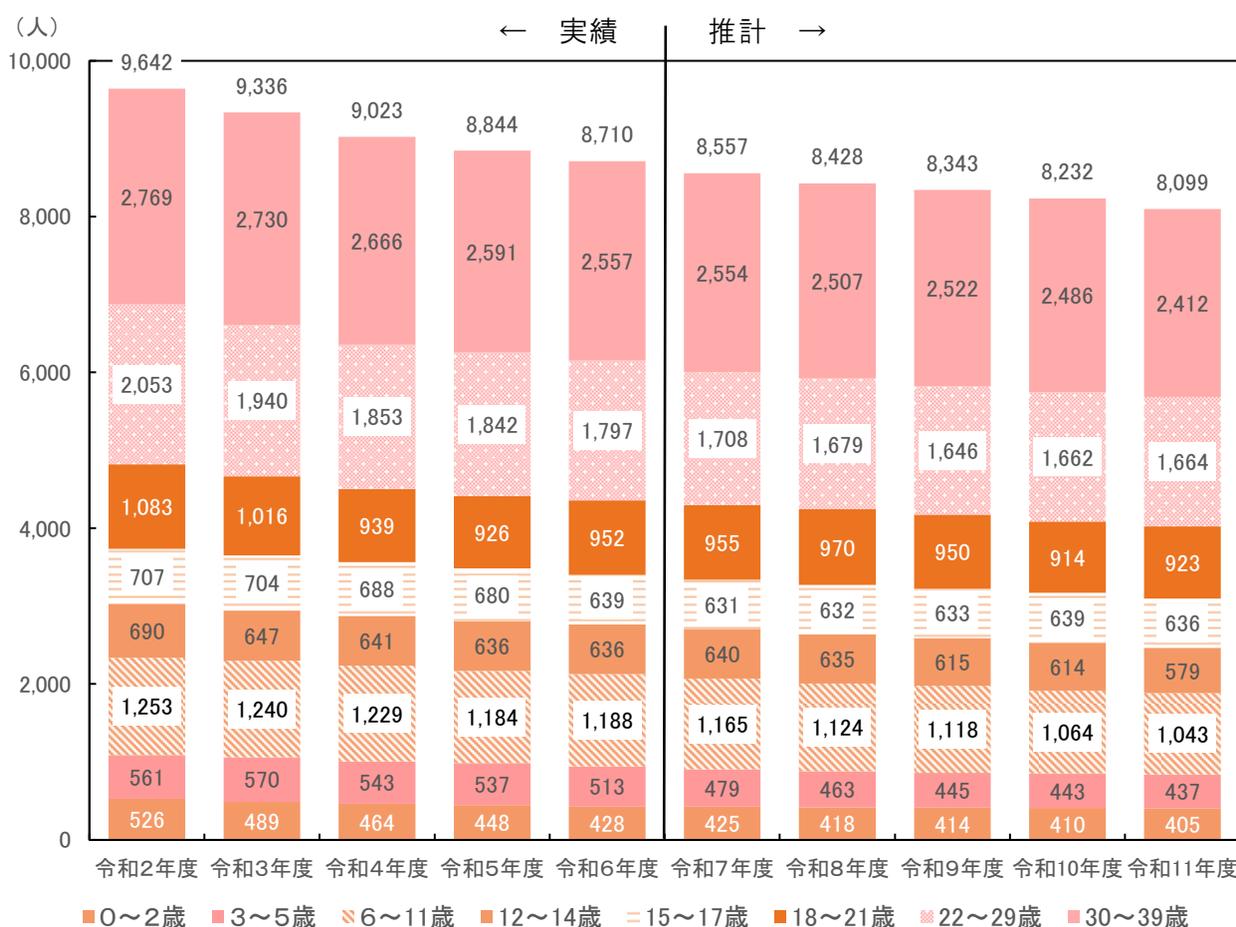
地区	こども園	小学校	中学校
芦原地区	① あわら敬愛こども園	芦原小学校	芦原中学校
	② 善久寺こども園		
	③ 芦原こども園		
本荘地区	④ 本荘こども園	本荘小学校	金津中学校
北潟地区	⑤ 北潟こども園	北潟小学校	
金津地区	⑥ 妙安寺こども園	金津小学校	
	⑦ 白藤こども園		
	⑧ 金津こども園		
伊井地区	⑨ いちひめこども園	伊井小学校	
伊井地区	⑩ 伊井こども園		
金津東地区	⑪ 金津東こども園		金津東小学校
細呂木地区	⑫ 細呂木こども園	細呂木小学校	

## 2. 人口推計

### ■ こども・若者(40歳未満)の人口推計

本市のこども・若者（0～39歳）の人口は令和6年4月1日現在で8,710人となっています。実績に基づき算出した人口の推計をみると、今後も減少傾向は続く見込みです。

【こども・若者人口の推移・推計】



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）  
推計は実績に基づき、コーホート変化率法により算出

## ■ 地区別の幼児期のこどもの人口推計

本市の地区別の幼児期のこども（0～5歳）の人口は、全地区で減少することが予想されており、特に細呂木地区の減少率が大きくなっています。

### 芦原地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
温泉	0歳	21	15	19	22	21	18	19	18	18	18
	1歳	20	18	21	19	21	22	20	20	19	19
	2歳	28	20	20	20	15	21	22	19	19	19
	3歳	14	24	20	19	19	14	19	21	18	18
	4歳	20	12	23	20	18	18	13	18	19	17
	5歳	18	19	13	22	19	18	18	13	18	19
	小計	121	108	116	122	113	111	111	109	111	110
山方里方	0歳	22	22	17	22	11	18	18	18	18	18
	1歳	19	22	20	18	21	11	18	18	18	18
	2歳	20	18	20	17	17	20	10	17	17	17
	3歳	16	21	17	21	18	17	21	10	17	17
	4歳	13	15	19	17	22	18	17	20	10	17
	5歳	22	13	13	20	17	22	17	17	20	10
	小計	112	111	106	115	106	106	101	100	100	97
合計		233	219	222	237	219	217	212	209	211	207

### 本荘地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
本荘	0歳	12	10	9	8	6	8	7	7	7	7
	1歳	16	14	10	9	7	7	9	8	8	8
	2歳	13	16	14	11	9	7	7	9	8	8
	3歳	12	12	16	14	11	9	7	7	9	8
	4歳	17	14	12	18	14	12	9	7	7	10
	5歳	15	17	14	12	18	14	12	9	7	7
	小計	85	83	75	72	65	57	51	47	46	48
新郷	0歳	4	4	2	5	5	4	4	4	5	4
	1歳	2	5	4	2	4	3	3	3	2	2
	2歳	5	2	5	5	1	4	4	2	2	2
	3歳	10	6	2	5	5	1	3	3	2	2
	4歳	6	10	6	2	5	5	1	3	3	2
	5歳	2	7	10	6	2	5	5	1	3	3
	小計	29	34	29	25	22	22	20	16	17	15
合計		114	117	104	97	87	79	71	63	63	63

北潟地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
北潟	0歳	6	5	5	11	4	7	7	7	7	6
	1歳	9	6	6	6	12	5	8	9	9	9
	2歳	8	9	5	6	5	9	4	7	7	7
	3歳	5	8	9	6	6	6	11	5	8	8
	4歳	10	5	8	9	6	6	6	11	5	8
	5歳	10	10	5	8	9	6	6	6	11	5
	小計	48	43	38	46	42	39	42	45	47	43
波松	0歳	2	3	2	3	1	2	1	1	1	1
	1歳	2	0	4	4	3	2	2	2	2	2
	2歳	2	1	0	4	4	4	1	3	2	2
	3歳	2	1	1	0	3	4	4	1	3	2
	4歳	2	1	1	2	0	2	3	2	1	2
	5歳	0	2	1	1	2	0	2	3	2	1
	小計	10	8	9	14	13	14	13	12	11	10
合計		58	51	47	60	55	53	55	57	58	53

金津地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
金津	0歳	51	61	62	51	72	57	57	56	54	53
	1歳	72	54	67	58	58	77	61	60	59	57
	2歳	82	74	56	68	63	60	80	63	62	61
	3歳	78	83	77	56	68	64	61	82	64	63
	4歳	84	78	84	75	59	69	65	62	82	65
	5歳	73	82	76	85	76	59	68	64	61	82
合計		440	432	422	393	396	386	392	387	382	381

伊井地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
伊井	0歳	13	9	6	5	6	5	5	4	4	4
	1歳	14	13	9	8	8	10	8	9	8	8
	2歳	11	14	13	11	9	9	14	11	11	11
	3歳	7	11	14	14	11	9	9	14	11	11
	4歳	13	8	11	15	14	11	9	9	12	10
	5歳	11	13	8	12	15	14	11	9	9	12
合計		69	68	61	65	63	58	56	56	55	56

金津東地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
坪江	0歳	12	10	6	4	4	6	7	7	7	7
	1歳	11	14	10	6	5	4	7	7	7	7
	2歳	8	11	14	10	6	5	4	6	7	7
	3歳	16	8	9	15	10	4	4	4	6	6
	4歳	12	15	8	10	16	6	4	5	4	7
	5歳	12	12	15	9	10	14	6	4	5	4
	小計	71	70	62	54	51	39	32	33	36	38
劔岳	0歳	2	4	1	2	0	2	1	1	1	1
	1歳	1	3	3	2	1	0	2	2	2	1
	2歳	5	1	3	4	2	1	0	2	2	2
	3歳	3	5	1	3	3	2	1	0	2	2
	4歳	6	3	5	1	3	3	2	1	0	2
	5歳	3	7	3	4	1	3	3	2	1	0
	小計	20	23	16	16	10	11	9	8	8	8
合計		91	93	78	70	61	50	41	41	44	46

細呂木地区

地域名	年齢	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
細呂木	0歳	8	8	13	6	6	6	6	6	5	5
	1歳	13	10	8	13	8	4	7	7	6	6
	2歳	12	13	10	8	13	7	4	7	6	6
	3歳	16	12	15	10	8	10	8	5	7	7
	4歳	18	16	11	15	10	9	9	7	4	7
	5歳	13	18	16	11	15	10	8	9	7	4
	小計	80	77	73	63	60	46	42	41	35	35
吉崎	0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4歳	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5歳	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		82	79	73	63	60	46	42	41	35	35

資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

推計は実績に基づき、コーホート変化率法により算出

### 3. 教育・保育事業の提供

教育・保育の提供体制の確保について、5年間の計画期間における各年度の量の見込みに基づき、計画的に推進していきます。

#### ■ 認定区分と提供施設

認定区分		利用できる施設	利用できる時間
1号認定	3-5歳、保育の必要性なし(教育を受ける)	認定こども園	6時間
2号認定	3-5歳、保育の必要性あり		8時間・11時間
3号認定	0-2歳、保育の必要性あり		

#### ■ 1号認定

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	16	13	11	9	7
②確保の内容	人	20	15	15	10	10
②-①	人	4	2	4	1	3

#### ■ 2号認定

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	454	445	418	410	392
②確保の内容	人	470	450	430	410	400
②-①	人	16	5	12	0	8

#### ■ 3号認定

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	合計	人	348	330	345	341	336
	0歳	人	89	87	86	85	83
	1歳	人	105	123	120	119	118
	2歳	人	154	120	139	137	135
②確保の内容	人	350	350	350	350	340	
②-①	人	2	20	5	9	4	

## ■乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。本市では令和8年度から実施を予定しています。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	人日	-	7	7	7	7
	0歳	人日	-	4	4	4	4
	1歳	人日	-	2	2	2	2
	2歳	人日	-	1	1	1	1
②確保の内容		人日	-	10	10	10	10
②-①		人日	-	3	3	3	3

### ◇実施方針

利用ニーズを把握し、認定こども園等において提供体制を確保していきます。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業の提供

### ■延長保育事業(2号認定、3号認定対象の時間外保育事業)

保育認定を受けた子どもについて、保護者の就労時間等により、通常保育時間を超えて保育を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	400	387	381	375	363
②確保の内容	人	400	400	400	400	400
施設数	か所	12	12	12	12	12
②-①	人	0	13	19	25	37

#### ◇実施方針

全こども園で1時間の延長保育を実施できる体制を維持します。

### ■子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な養育・保護を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	3	3	3	2	2
②確保の内容	人日	3	3	3	2	2
②-①	人日	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

随時対応できるように受け入れ体制を確保します。

### ■地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、グループ活動や子育て講座の開催等により、地域における子育て支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	10,908	10,451	10,828	10,693	10,532
②確保の内容	人日	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
施設数	か所	2	2	2	2	2
②-①	人日	92	549	172	307	468

#### ◇実施方針

訪問支援事業の出前式支援を拡充し、きめ細かな支援を実施します。

## ■一時預かり事業

### (i) 幼稚園型(1号認定対象者)

幼稚園や認定こども園において、一時的に保育が必要となった1号認定児を対象に、通常の教育時間の前後や長期休業中等に保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	45	37	31	25	20
②確保の内容	人日	50	50	50	30	30
②-①	人日	5	13	19	5	10

### ◇実施方針

こどもや保護者のニーズに合わせて実施します。

### (ii) 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園等において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	1,066	1,051	1,044	1,037	1,023
②確保の内容	人日	1,100	1,100	1,050	1,050	1,050
②-①	人日	34	49	6	13	27

### ◇実施方針

こどもや保護者のニーズに合わせて、すみずみ子育てサポート事業により休日も対応します。

## ■病児保育事業

病気により集団での保育が困難なこどもが、保護者の就労等の理由により、家庭で保育を受けられない場合に限り、こどもを預かる事業です。

### (i) 病児・病後児対応型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	374	369	359	350	339
②確保の内容	人日	400	400	400	400	350
②-①	人日	26	31	41	50	11

### (ii) 体調不良児対応型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	919	905	882	860	833
②確保の内容	人日	950	950	900	900	850
②-①	人日	31	45	18	40	17

### ◇実施方針

市内施設のほか、市外施設で広域体制を整え、ニーズに合わせて実施します。

## ■子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ◇実施方針

計画期間における実施見込みは未定です。

## ■放課後児童健全育成事業(放課後子どもクラブ)

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童(小学生)を対象に、小学校の余裕教室や専用施設等で適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です(対象児童:1~6年生)。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	合計	人	488	482	458	444	438
	1年生	人	134	135	120	120	127
	2年生	人	106	106	106	95	94
	3年生	人	101	91	90	91	81
	4年生	人	75	77	69	69	69
	5年生	人	53	52	53	48	48
	6年生	人	19	21	20	21	19
②確保の内容		人	500	500	500	450	450
②-①		人	12	18	42	6	12

### ◇実施方針

学校施設等を活用し、こどもや保護者のニーズに合わせて実施します。

## ■乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言、子育て支援に関する情報提供、養育についての相談等を行うことにより、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	130	128	126	125	122
②確保の内容	人	130	130	130	130	130
②-①	人	0	2	4	5	8

### ◇実施方針

継続して保健師や助産師、看護師による全戸訪問を実施します。

### ■ 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育ができるよう、養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	3	3	3	3	3
②確保方策	人	4	4	4	4	4
②-①	人	1	1	1	1	1

#### ◇実施方針

保健師や相談員による訪問を実施し、支援を要する家庭に対して、ニーズに合わせて対応します。

### ■ 妊婦健診事業

妊婦が医療機関等で受診した健康診査について、所定の金額を公費負担する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人回	1,573	1,549	1,526	1,502	1,471
②確保方策	人回	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
②-①	人回	427	451	474	498	529

#### ◇実施方針

県内医療機関のほか、里帰り出産をする際の健診にも対応した助成を継続します。

### ■ 利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ、相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	か所	2	2	2	2	2
②確保方策	か所	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	か所	1	1	1	1	1
こども家庭センター型	か所	1	1	1	1	1

#### ◇実施方針

子育て支援センターとこども家庭センターにおいて、継続して実施します。

### ■実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

#### ◇実施方針

対象者に対して、必要に応じて実施していきます。

### ■多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

#### ◇実施方針

必要に応じて実施を検討していきます。

### ■産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児等に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	117	117	164	164	180
②確保方策	人日	117	117	164	164	180
②-①	人日	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

### ■子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施する事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	10	10	10	10	10
②確保方策	人	10	10	10	10	10
②-①	人	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

必要な利用者に対し事業を実施していきます。

### ■ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	5	5	5	5	5
②確保方策	人	5	5	5	5	5
②-①	人	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

実施方法を検討し、必要な利用者に対し事業を実施していきます。

### ■ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人	10	10	10	10	10
②確保方策	人	10	10	10	10	10
②-①	人	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

実施方法を検討し、必要な利用者に対し事業を実施していきます。

### ■ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境やその他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人日	450	450	450	450	450
②確保方策	人日	450	450	450	450	450
②-①	人日	0	0	0	0	0

#### ◇実施方針

母子健康手帳交付時やその他の機会において、事業を実施していきます。

# 第6章 計画の推進体制

## 1. 計画の推進体制

本計画は、本市のこども・若者に関する支援策を総合的・一体的に進める計画であり、施策・事業も多様な分野にわたります。そのため、計画の推進にあたっては、庁内の子育て関連の部署だけでなく、他の部署や関係機関等と連携を図りながら、全庁的な体制により計画の推進を図ります。

また、こども・若者に関する支援策を推進するにあたっては、行政や関係機関だけでなく、地域全体での取組が必要です。そのため、家庭をはじめ、教育・保育機関、学校、地域社会、各種団体、企業と連携・協力し、計画を推進します。

## 2. 計画の点検・評価

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実施（Do）し、その進捗状況を定期的に把握し点検・評価（Check）した上で、その後の取組に反映する（Action）、PDCAサイクルの考え方にに基づき、施策の実施状況や目標達成状況、今後の実施方針等を評価・検証していきます。

また、本計画は毎年、計画の進捗状況を把握し、「子ども・子育て会議」に報告した上で、点検及び評価を実施します。

### 3. 評価指標の設定

本計画の進捗把握・検証のため、基本目標ごとに評価指標を設定し、進捗管理を行います。

#### 基本目標1 こどもまんなか社会に向けた意識づくり

指標	目標
こども・若者施策に関する意見聴取に参加したこども・若者の人数	3,500人
市民の声が市政に届き、市民参画の機会が充実していると思う市民の割合	20%
犯罪が少なく安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合	85%

#### 基本目標2 こども・若者が自ら夢を持てる社会づくり

指標	目標
自分の将来に明るい希望があると感じている小中学生の割合	80%
自分によいところがあると思っている小中学生の割合	90%
育児休業を取得した保護者の割合	父親 50%
	母親 90%
子育て支援センター延べ利用者数	10,000人

#### 基本目標3 だれ一人取り残さない環境づくり

指標	目標
困ったときに相談できる人や場所がない人の割合	0%
障がいのある人が住みやすいまちだと思ふ市民の割合	35%
ヤングケアラーのいる世帯数	0件

#### 基本目標4 子育てに係る支援の充実

指標	目標
子育てについて相談できる人や場所がない人の割合	0%
認定こども園の待機児童数	0人
放課後子どもクラブの待機児童数	0人
妊娠11週以内での妊娠届出率	100%
妊娠届出時の面談実施率	100%
妊娠期からの相談や経済的支援などの子育て環境が充実していると思う市民の割合	40%

# 資料編

## (1) 計画の策定経過

開催日	内容
令和6年3月15日～ 3月31日	子ども・子育て支援ニーズ調査の実施
令和6年7月24日	第25回あわら市子ども・子育て会議(令和6年度1回目) (1)あわら市子ども・若者計画の概要について
令和6年11月15日	第26回あわら市子ども・子育て会議(令和6年度2回目) (1)あわら市子ども・若者計画の進捗状況について
令和6年12月10日	子ども・若者計画策定におけるインタビュー調査(令和7年はたちのつどい実行委員)の実施
令和6年12月13日	子ども・若者計画策定におけるインタビュー調査(金津高校有志)の実施
令和6年12月18日、 12月19日	子ども・若者計画におけるアンケート調査(金津高校)の実施
令和6年12月27日	子ども・若者計画におけるアンケート調査(子ども食堂)の実施
令和7年1月28日	第27回あわら市子ども・子育て会議(令和6年度3回目) (1)あわら市子ども・若者計画(素案)について
令和7年2月10日～ 2月24日	パブリックコメントの実施
令和7年3月7日	第28回あわら市子ども・子育て会議(令和6年度4回目) (1)あわら市子ども・若者計画の承認

※ 庁内計画検討委員会は令和6年7月から令和7年1月までに6回実施

## (2) あわら市子ども・子育て会議条例

平成26年3月26日  
条例第1号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、あわら市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を所掌する。

(組織等)

第3条 会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対して資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の庶務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月28日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附則（令和5年3月24日条例第3号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

### (3) あわら市子ども・子育て会議 委員名簿

(敬略称)

団体等	役職	氏名
学識経験者	仁愛大学教授	◎森 俊之
主任児童委員	西部地区代表	小西 のぶ子
主任児童委員	東部地区代表	西川 清美
あわら市PTA連合会	代表	荒木 舞美
あわら市校長会	代表	田中 月子
あわら市私立園保護者会	代表	前田 千尋
あわら市公立園保護者会	代表	水上 優大
あわら市保育部会	私立園代表	渡邊 一幸
あわら市保育部会	公立園代表	大廻 晴美

◎：会長



## あわら市こども・若者計画

令和7(2025)年3月

発行:あわら市 編集:あわら市 健康福祉部 子育て支援課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1

TEL:0776-73-8021 FAX:0776-73-5688

E-mail:kosodate@city.awara.lg.jp

URL:<https://www.city.awara.lg.jp/>



